

第五回開會 水産委員会 議録 第二十五号

昭和二十四年九月九日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石原 四吉君

委員 小高 嘉郎君 野村 錦木 幸三君

委員 玉置 信一君 栗田 鐵蔵君

委員 林 好次君 藤田 砂間 一良君

委員 小松 勇次君 川村 善八郎君

委員 川端 作次君 富永 裕五郎君

委員 田口 長治郎君 長谷川 四郎君

委員 夏堀 三郎君 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

委員 奥村 又十郎君

第一號第十二号 水産委員会議録

第二十五号 昭和二十四年九月九日

貯金打切りと聞く。業者の死活問題なり。よつて打切り絶対反対。打切りにならぬよう御努力あり。八戸い。わし網漁業協同組合にそれから同文。八戸かつお、まぐろ漁業業者組合。同文。八戸底びき網漁業者組合。以上であります。

前日に引続きまして、漁業法案第一草案第一條より第五條までの御質疑をお聞かせ。發言がないようでありまして、第二草案に移ります。第二草案第六條より第五十一條まで、一括して議に付します。

○富永委員 漁業法は漁業生産力の発展を促進しているという前提から伺いたいと思ふのです。六條の定置漁業のところですが、これは各地をまわつた場合に、どこでも出た意見なので、大体そのことをとりまゝとて申し上げますが、同僚委員からも、なほ漏れた点があつたら御質問願ひたいと思ひます。身網の設置さる場所の最深部が最高潮時に水深十五メートル以上のものと、しからざるものとを区別して、前者を定置漁業として、後者を第二種共同漁業としているのですが、はたしてこれが漁業生産力発展に適するといふお見込みでいられるかどうか。もし漁業生産力発展に役立つといふ御見解であるとすれば、その理由を承りたいと思ひます。

ことば、身網の設置される場所が最深部が最高潮の水深十五メートルというところはわかるのですが、これは北海道に例のあることで、実は私もその経験があることですが、沖の方に根がある。そうしてそこが一番魚がつかるところだ。こういう場合に、そこに設置するとすれば十五メートル以上になるが、それが岩礁とかいふものでも設置することができない。その場合にどう網を設置するかという、つまり深い方に身網を置いて、そうして深い岩礁のある部分に手網を引く。俗にこれをさかさ網と言つております。こうした場合、この法律から言いますと、最深部が十五メートル以上になるからつまり第二種共同漁業に入るのだといふことになり、それが、実際問題としてそうして効果をあげていゝところも定置漁業としてあるのではありません。これをただいま富永委員の言われる増産という面から行くと、つまりわすかの増産のない部分に身網を置いて、増産のある部分には手網をさかさにして立てた場合には、非常な増産の効果があら、こういう場合にはどういう処置をとられる御意思か。これから言ふと、はつきりできないといふことになるが、この点を提案者のその当時の御心算からひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○久保委員 定置漁業につきまして十五メートルという線が引かれ、これより浅いものは共同漁業として組み入れられておるのでありますが、これが生産力の面から見てどうかというお尋ねでございます。たび／＼御説明いたしますように、この生産力という問題につきましては、立案いたしました考え方としては、漁場そのものが分割して処理できないといふことでありまして、結局他の漁業との関係が非常にあるわけでございまして、一定の漁区なら漁区というものを単位にいたしまして、その水面の総合的な利用といふことによつて絶対量を上げて行くといふことも考えられる、こういう考え方を持つておるわけでございまして、従いまして一つの経済をどうつてみましたが、場合に、その経済の絶対量にかりにその経済形勢がかわつたために落ちるといふようなことがあつたといひました。他、他の関係において、つまりその漁場における他の漁業の関連性を考えました場合に、むしろそれを総合したしまして絶対量が増えるという方向をねらうべきではないか、こういうふうな考えでございまして、これは現行制度ではこれがなかなかできない。形になつておるわけで、漁場計画の際にそういう問題を考へて行く。またその経済主体がその漁場の主体といふようなことになつたような場合に、その網との関係において他の漁業の種類をもつと合理的に一緒にやれるといふことも考えられる。つまりあるAという経済主体がそれをやつていて、ほかの漁業はその他の人間がやつていて、この場合には、Aはその経済のこと

だけしか一應考えられませんが、どうしてそのAに少しでも支障があると思はれる場合には拒否するといふたような形になるわけであり、それが、それが多数の漁民の意思によつて経営されている場合には、片一方の経営でかりに落ちたとしても、それを補うだけのものをその経営との関係においてその漁場内で行使できるというふうな形が考えられるだろう。それによつて漁業の絶対量もあがられるし、漁業も多角化できるので、労働の生産性もあがれると考へておるわけでございします。

またこのいわゆる定置漁業といひましたものと共同漁業との関係でございしますが、共同漁業として組み入れておられますものは、いわゆる小定置といふような形のものが多いかと思ひますが、そういうような場合に、実際問題として、現在の制度のよりに非常に厳密にここに要らなければならぬといふように固めてしまひました場合には、無視に置かれたいといふことがあられるわけであり、それをもう少し廣い範囲におきまして、無視に置か、またその経営する方の漁業との関係とか、そういうようなことを見ながら、それに適性を保持して行くといふことが共同漁業の中に入定置を入れた大きな理由でございまして、これによつて漁業の節約といふこともできるし、無視に置するといふこともできるであらう。またその共同主体が協同組合という関係であります。

すので、そういう場合に小定置の場所を動かすという場合には、他の漁業種との関係という点も内部的にいろいろ考慮できる、それによつて総合的な生産力を上げて行くということが出来るであろう、こういうような考え方を持つておるわけでありませう。ただ大きな網になりますと、それをかつかつていろいろ動かすということは、沖出しの関係で右や左にいろいろの影響もございまして、これはやはり従来のような定置という形にいたしまして、これを漁場計画の際にきつちりとして行つて、そういうふうになつてしまふと、その漁業の経営も不安定でございまして、網罟に対する影響という点もございまして、これはあまりかつかつて動かすわけには行かない、そういう意味でこの二つにわけたわけでございます。

もう一つさかき網の問題でございまして、ここに書いてございまして、身網の設置される場所が水深十五メートル以内になりました場合には、これは共同漁業権の内部に組み入れられるわけでございます。従つてただその網の張り方自体がどうかという点とははなして、むしろだれが持つかという点の方がもっと大きいのではないかと。つまり共同漁業権として協同組合の内部においてこれの行使者をきめて行く場合に、その行使をきめられた方が従前さかき網を張つておられたと異なつた形で張ることもできる。共同漁業権の中に組み入れられたために定置と同じような張り方ができないというものはないのでございまして、従つて私はそのためにその生産力が落ち

るといふことは考えられないというふうに考へております。

○富田委員 それから第七條に、入漁権は区域漁業権に属する漁業において、その漁業権の内容たる漁業の全部または一部を営む権利というふうになつておりますが、入漁権というもののに關する法律上の性質をこの場合何つておきたいと思ひます。

それから第八條で、漁業従事者が各自漁業を営む権利を認められておるのではありませんが、この規定は一應昨日の第一章の第二條の漁業従事者という定義と矛盾しているのではないかと、このように考へられますが、これに關する御意見を承りたいと思ひます。

○松本委員 まず最初の入漁権でございまして、これを新しく区域漁業権につかましても認めましたのは、区域漁業権と共同漁業権とは一應権利は別にしておりまして、ここに列記いたしました区画漁業権は、内容上は組合員が協同的に漁場を利用しておる、こういう關係で共同漁業権と同じである。たとえて申しますと、のりの漁場の使用方は、組合員が毎年行使方法をきめ、あるいは順番あるいはくじ引きできめておる。そういうような関係規定をしております。そういう關係で共同漁業権と同じであるという意味で、まず入漁権の設定を認めただけでもその入漁権と申しますのは、一つの組合が区域漁業権を持つておりまして、他が組合がそこに入つて来る。そういう場合がこれらの漁業権についてあるわけでありまして、これはあとの方で漁業権の貸貸を禁止いたしましたことと関連いたしました。たとえばのりの桶づけ場という問題がございまして、こ

れは一例を申し上げますと、千葉縣の青堀という漁業組合ののりの漁業権を持つておりまして、その桶づけ場を大森の漁業組合が利用しておる、こういう關係がございまして、これは今後は貸貸でなくなるのであります。これを禁止しないで、従来通り桶づけ場として他の組合の漁場を使うことを認める、こういう趣旨もからみ合ひまして新しく認めたわけでありませう。

それから第二の、第八條の各自の営む権利ということが漁業従事者と矛盾するのではないかと、御質問でございしますが、この場合は組合員は各自自分の責任で、つまり経営主体として漁業を営むわけ、そういう問題はなからうと思つております。

〔委員長退席 松本委員長代理登壇〕

○富田委員 七條も八條もいろいろ意見がございまして、一應質問の程度にまとめて進みたいと思ひます。第十條、第十一條の問題でありますが、漁業調整委員会に廣汎な権限を付與されまして、かつ行政に關する幾多重層な漁業事務を処理せよという事になつておるものであります。この調整委員会の問題につきましては、大体質問の際にもしばしば各自から述べられておることなおりますが、これほど重要な仕事を漁民から選挙されたものに、時間的にあるいは経済的に処理し得るというふうには思はれる、その根拠を一體何つておきたいと思ひます。また二箇年以内の一体どのくらいの経費を使つて、どれだけの人間と、どんな人たちが現行制度にまさる再分配の名案を立てられるか。また再分配の結果、現行法よりどれだけまさる結果ができるかというふうな点を具体的に説明を願ひたい

と思ふのです。それから都道府縣ごとに三つまたは四つの海部の漁業調整委員会ができることになりましたが、はたしてこの同一都道府縣内に対立を生ずるというふうなことはないかと、またこの十條、十一條の問題ですが、免許の内容等の事前決定というふうになつておりますが、免許漁業につきまして、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項を都道府縣知事は該区域漁業調整委員会の意見を聞いて、免許の事前これを決定しなければならぬ、このようにふになつておるのですが、これは大きな問題が現在の都道府縣の水産部、あるいは水産課という程度のところで、御承知の通り水産部といへば宮城縣と北海道だけにしかないのである。あとは全部水産課の程度で処理されておるのですが、それからの人々と海部漁業調整委員会の人々と、万手落ちなくできるというふうにお考えになつておるのかどうか。しかもこの決定によつて公示したものと異なつた免許の申請があつた場合には、免許してはならないという規定がはつきりいたしてゐるのであります。一体わが國の免許漁業は、御承知の通り年度これは申し上げておるのですが、長年月の間かかつてようやくきつた今日の漁業法の案でありまして、それはどんな環境な水産技術者といへども、わずか二年やそこらではさういふ多難な問題ではなからうかという点が危惧されるのですが、長官の答弁に、これよりよい方法はない、これでできると言つておられるのですが、私どもはあくまでその考え方には賛成できない点があるのです。なおこの場合こ

れはつきり記載しておきたいと思ふので質問するので、事前決定が一体どれだけ漁業生産に役立つかというふうな見込みかどうか。また事前決定におきまして、わが國の免許漁業が、漏れなく理想的に、少くとも現在以上の生産力を上げられるように決定されなければならぬのであります。決定されるという確信はどういう根拠に基いていられるか何つておきたい。なおまたこれが必ずしも理想通りというふうに行われなくて、不幸にして漁業権が余つたというふうな場合はどうするか。またこの計画外の水面で、新規の優良漁場を発見したというふうな場合に對してのお考えはどうか。それから最後にこの十一條の中に、關係地区という文字が使つてあるのですが、この關係地区という点はどういう範圍のものかを明らかにしておきたいと思ふので、お伺ひするわけですが。

○松本委員 たくさん項目がございまして、一つ一つ別にお答えいたします。最初に漁民委員が主体となつたこの調整委員会、こういうふうな廣汎な、しかも非常に重要な仕事ができるかというお話をございまして、この委員会を設けました趣旨は、たとえは、實際問題としてその海部の具体的な、手の届くような指導はできないわけでございます。そういうような意味から言ひまして、この調整委員会を通じて、その土地に一番關係の深い漁民の方々が漁場の事情を一番よく御存じなわけがございまして、われわれといひましては、これが漁場の調整上最も適當な措置であるというふうにお考へておるわけでございます。またそ

の能力は十分にあるはずだというふう
に考へておるわけでございます。

第二に、この事前決定と関連いたし
まして、非常に廣汎な仕事をするこ
とになる。その委員会は、一体どのくら
いの費用をかけてその準備に當つて行
くのかという御質問でございますが、
この委員会にどのくらいの経費が出る
かという事は、ほんとうに實際の漁
をやつておられるような漁民の方にせ
ひ出していただくためには、相当漁業費
性になければなりませんので、われ
われといたしまして、普通の委員会
とは違ふのでありますので、特に手當
とかそういうものにつきましても、
できるだけの努力をしておるわけでこ
ざいます。しかしながらこれは行政官
廳としての委員会でありまして、ほ
かの委員会とのバランスがあるわけで
ございます。従つてこれだけ特別に飛
び離れた予算を組むというわけにも参
りませんので、現在考えられ得る最高
のところまでお願いしておるわけでこ
ざいます。具体的に申しますと、本年
度の予算は、実は法律の施行その他が
非常に多くなつておりますので、むしろ来
年度予算について、現在財政関係方面
と一體御通算のついでに、程度の金額
を申しますと、一委員会あたり年額九
十六万円程度になるわけございま
す。これはまだこれからいろいろ充定
があるわけでございますが、一應本年
度にきまりましたものは必ずしも十分
とは言えませんので、二十五年にお
いてはその程度のものを要求しておる
と思つて、このことを申し上げておきたいと思
います。

それから事前決定そのものにつしま
しては、もちろんこれは委員会の方で
第一類第十二号 水産委員会議録

第二十五号 昭和二十四年九月九日

いろいろお考えになつていただく。し
かし決定の形は都道府県知事が委員
の意見を聞いてきめるといふことにな
つておりますので、現実には都道府県
の職員が技術的にいろいろ調べ、また
各漁民委員の御意見も総合して行きな
がら、それを固めて行くことになるわ
けでございますが、これにつきまして
は漁場の非常に込み入つておる所は、
とうてい縣限りの力でその内容を固め
ることがおぼつかないというやうなこ
とも予想されるわけでございます。そ
ういふ所については、中央において別
に予算を組みまして、漁場の総合的利
用関係といふものを相当長期にわた
つて調査いたしまして、むづかしい海
域についてはある案を準備しようとい
ふに考へまして、これについても予
算を要求しておるわけでございます。
また技術的な調査その他の関係につ
いても、中央から援助をするというふう
に予算を組んでおるわけございま
す。

それから第三の御質問で、縣内に幾
つかの漁場の關係が出て來るわけで、こ
れが対立を生じやしないかというお話
でございますが、これは生じ得る場合
もあると思つてございます。しかし
ながら考へ方といたしましては、一應
各縣といふものを主休にして考へま
して、その相互間は現実にはやはり縣
といふものがある程度まとまりにな
ると思つて、建前は縣と縣との
間の非常な込み入つた問題は、適合縣
区委員会において処理して行くとい
ふに考へるわけでございます。従
ましてその場合に入会その他の關係で
相当対立も生じ得ることもあるわけ
でございますが、それは両方の委員会に

代表された漁民の意思によつて決
定されて行くべきであらうというふう
に考へておるわけでございます。

第四に免許の内容の事前決定の問題
でございますが、これは確かに非常に
むづかしいところを考へられるわけ
でございます。實際問題といたしまして
は、現在の漁場關係を申しまして、法律
のまゝの形には現実になつておらな
い場合が非常に多いのであります。こ
れは制度そのものの矛盾でございます
ので、網を張つてある場所が、實際に
いへば必ず少しはずれるといふやうな
所もあり、まれ大きくずれの場合もあ
るわけでございます。そこで現在にお
いても少し規定とは違つてゐる上に、現
在ある網は、やはりいろいろな關係
で、初めから計画的に全部の漁場を
らんでつくつたものではないに、一應
基礎には慣行といふものがあり、その
後新規免許がぽつ／＼個々の申請に基
いて行われておりますので、實際やつ
ておられる方は、ほんとうを言へばこ
こに張りたくない、もう少しこつちえ
張りたいたいということが實際にある
のであります。そこで現実には漁をして
おられる漁民の方々においては、ここ
はこういふふうにしたらいと、いまの
考へるのではなくて、現実の漁の中
におけるいろいろな矛盾から、一應そ
ういふものがあるわけございませう
が、むしろそれをそのまま引出して
み足て行く。ただその場合技術的に
見ても、一部の漁民の方々がそう思
つても、もう少し科学的にそれを検討し
た場合に、それはまずいといふ問題も
ありまじやうし、それからこの網をこ
ういふふうにしたと考へておられる
漁民が一部であつて、それをさうい

ふにしたら他の漁業の關係の漁民の
方々に反對があるといふやうな問題も
あると思つてございます。さういふよ
うな点を総合して現実的な計画ができ
あつたと考へますので、白紙に返して
やるというのでは形式上の問題であり
まして、實際はどうあるべきかといふこ
との具体的な内容は、すでに現実の漁
場關係の矛盾の中にあるといふやうに
われ／＼は考へておるわけでありま
す。むしろそれを踏襲いたしまして、
それにもう少しこまかい技術的な問
題を加へまして、これをまとめ上げて
行くといふふうに考へておるわけであ
ります。また決定いたしましたあと
に、いろいろの変更が行われる、ある
いはまたさき新規漁場の問題も出て
参りましたが、それが眞に漁業生力
の發展になり、また他の網との調整も
それでよろしいといふたやうな場合に
は、これは漁場の計画を変更すること
になると思つております。変更して
新たに免許いたして行くといふこと
なると思つております。

次に關係地区といふものについての
問題であります。これは既述のと
きに他の説明員から申されたと思つ
ますが、内容的に申しますと、別の言葉
で使つております地元地区といふのと同
じでございます。すなわちそれを決定
いたしました要件といたしましては、自
然的な條件、社会經濟的な條件を総合
的に考へて行くといふことでもありま
す。その場合の自然的といふものは、
その漁の技術なりあるいは開墾とか、
さういふものももちろん、地理的關係
も含めるわけでございます。従つてこ
れは普通常識的に申しますと、大体普
通にみんなが申しております地元、こ

れが一番關係が深いわけでございます
が、それは嚴密にこの漁場に一番近い
ところの村といふやうな意味ではない
のであつて、たとえば定置で申しまし
た場合には、地元地区といふ場合に、
それがよくこの地先かといふことが
争ひになつてゐるわけでございます
が、さういふ点ではなくて、他の漁へ
の影響、雇用關係といふやうなものを
当然含めまして、この網を張ること
によつてどこまでさういふ漁民生活に影
響があるかといふ点を考へて行くわけ
であります。これは一々こまかく規定
するわけに行かないのであります。が
一般的の觀念としてはさういふやう
にあるわけでありまして、さういふや
うなふうに判斷して委員会がきめて行
く形になるわけでありまして、しかしな
がらここで關係地区といつております
は、共同漁業權に關するものでありま
して、その場合にはこれはどの範圍
合に持たせるかといふやうなことで
たとえば三分の二なんといふことを非
常に大きな要件といたしております
ので、その關係で法律的にはこれは非
常に明確にしなければならぬ。そこで
特にこの共同漁業權につきましまして
この關係地区といふ言葉を使つたわけ
であります。これは先ほども申しま
したやうに地元地区と考へ方において
は同じだけれども、この場合の關係地
区といふのは、これによつて他の法律
効果がはつきり出て來るわけであり
ます。この中の三分の二なら三分の二
といふやうな要件と關連いたしまし
て、特に別な言葉を使つたわけであ
りまして、内容においては地元地区と
同じものではないといふやうに御了解
願いたいと思つております。

○當委員 第十四條、第十六條、第二十一條、これについてお伺いしたいのでありますが、第十四條第二項の「地元地区」といふところの定義に「自然的及び社会経済的条件により、当該漁業の漁場が属する」と認められる地区」とうなつてゐるのですが、これはどういふことになるか、ひとつ明確に説明願いたいと思ふのです。なお「属する」といふことと「属すると認められる」といふふうに出てゐるのですが、この点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

それから第十六條六項に、漁民七人以上によつて構成される法人であつて、一定の條件を備えるものは優先順位を高くしているのであります。その理山並びにこれらの法人が他の惡質の資本家によつて操られるというようなことのないように、何かこれに關する防止法が講ぜられているかどうかという点であります。それから今の場合

法人といふのは一体どういふものか、具体的に御説明願ひたいと思ひます。それから第二十一條の漁業權の存続期間の問題であります。現行法の定置漁業權の存続期間は二十年になつております。それを五年と改めることは、定置漁業權に關する限りは少くも具體化になると思ひますが、これがはたして生産力増進になり、發展に寄與すると思はれる機軸を伺つておきたいと思ひます。定置漁業の経営は大体三年または五年くらいを一期にして進んで行くというのが実情なんです。五年ではあまりに短かいという意見が各地の懇談會において強く主張されておりましたので、ほかの委員からも意見

が出来ると思いますが、この点ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○久保説明員 第一の御質問は地元地区に關することでございますが、これはここに書いてございしますが、先ほどの御説明で申し上げました通り、それをただ地理的にだけきめるということは、この要件の経営の内容から見まして妥當ではないと考えられるのであります。従つて單に地理だけの條件でなしに、その社會經濟的な條件も加えて考えるべきだというのであります。ただそれにはおのずからどの範圍

だけでございます。そこでこの「当該漁業の漁場が属すると認められる地区」と申しまして「認められる」というのは、そういう客観的に認められるという表現でございます。その判断は一應ここでは実問題としては漁業調整委員会が行なうということになるわけであります。

それから第二の御質問は、協同組合の優先についての理由ということであつたと思つております。これにつきましても最初いろいろ御説明しておりましたが、結局のところ、もしこの漁場が土地のように分割できるものであれば、そしてそれが他の漁業との関係なしにできるということであれば別なものでございますが、結局漁場そのものは、その漁民のみんなが関心のある入会漁場の中で、技術的にはどうしてもある一定の水域を独占しなければ成り立たない漁業があるわけであります。そういうふうな関係からこれをだれが経営いたしますかということ、非常にそこに漁民生活にとつては

大きな影響があるわけでございまして、一番いい方法といたしましては、そのなるべく多数の漁民にその漁利が均等され、またそこで労働した対価を與えられるわけでありまして、また協同組合というような漁民の集團が権利を持ち経営した場合、他の小さな漁業に對する配慮も最もうまく行われるであらうと考えるのであります。これは漁場というものの特殊な構成から来る問題でありまして、そういうことが言えると思うのであります。そこで現実の

問題としたとしても、そういうような集團的な騒動というものがあるわけでありまして、ただそれが実際ににおいては資金供給がなくてできないというのは現状でございます。そこでその點にこの免許の優先順位の中で、特にこれを規定いたしましたのは、今度一顧すつかり漁業権を整理いたします関係で、まったく新たに計画して免許する

わけでありまして、そこで現狀に於いてそういう集團的に経営のできていくという漁業は、もちろんそういう形をとって行くというのは妥当だと思ふのであります。なおかつ相当しい漁場において安定しておるというような所においては、そういうような非同様所においては、そういうものが遂びて行くというものが適当じゃないかというふうに考へますので、この免許におきましては、優先順位というものを原則として實際に経営するものに與えるのだという關係になつておりますので、ここに特に優先規定を設けたわけでございます。御質問の点を少しはずつておつたかと思ひますので、これはあとでお話いたします。

それから第三の点で免許の期間の問題でございますが、これを五年にしたのはどういふわけかというお話でございます。もちろん定置漁業のように危険の多いものでありますと、突発問題としても長くしなければいけませんではないかという御意見も多々出ておるのでございますが、これを何年にするかということにつきましては、確かにいへる議論があると思うのであります。われ／＼といたしましては、主としてこれを実際の貸貸関係にあるものがどのくらいの期間でやつておるか

というのを、一つの標準として見た
だけでございます。そしてここに五年
という問題を考え、これで一應経営の
周期というものを考えて見たわけであ
ります。もちろんこれが絶対的な数字
であるかどうかという点については、
いろいろ議論があると思うのでありま
す。ただ問題は、今度の考え方として
、漁場を計画的に、総合的に利用し

て行くという關係がありますので、そこで漁場の漁況のいかんによつて、またこれをいろ／＼改善して行く必要がある。しかしそれは例へばら／＼にはなか／＼取上げられないのでありますとして、他の網にも影響があるというところから、五年に一度くりだすつそこで総合的に見渡して見る期間が欲しいわけであります。もう一つ共同漁業權の方は十年というこゝになつておりますので、これのきれ目と相當の関連性を持つておるわけでありますから、一律に総合的に見る必要がある。その二つの考え方から五年というものをとつたわけであります。

○松元龍明員　ただいまの説明員の説明を補足いたします。漁民によつて構

成される法人と申しますのは、実はこれは先ほど申し上げたのであります。が、具体的にほな第六項の方は一體生贖組合であります。それと生贖組合以外の任意組合を考えておるのであります。別に會社を考えておるわけではなく、任意組合であります。第九項の法人と申しますのも、第十項の法人と申しますのも、実は内容的には大綱組合を言うので、任意組合を考えておるのであります。それをなぜ法人としたかと申しますと、第十六項で「法人以外の社團は、前十五項の規定の適用に

閣しては、法人とみなす。」という規定を置きまして、今申しました法人というものの中には、いわゆる任意組合を含めておる。それを正面切つて任意組合と書きませんでしたのは、これは立法技術者の法制局というく相識いたなして、こう書くべきだということで、このようにいたしましたわけであります。

○川村委員 関連して——私が質問することはたくさんありますので、一問一答の形式で私も簡単に質問しますから、簡単に御容弁願います。

第一に第六條の共同漁業權でありましたが、五種あるのですが、これまでの專用漁業權というものは、海深でなく、沖出しを基準にして免許しておる。この場合沖出しとうないたつていなければ、海深もうたつていない。ただ単に定置漁業權のうち、小定置漁業といふことについては、海深十五メートル以浅は共同漁業權にするということとなつております。一体海深で免許するのか、あるいは沖出しを基準にして免許するのかなというところが一点、それから第三種共同漁業權に「地比

形式だけでやるつもりはございません。
○久保盛明員 もう一つの第三号の問
題でありますが、これについては「海
村の民主化を阻害すると認められた産
であること」ということにつきまして
は、昨日説明員の方から話しました
ように、これは一つ々のケースを
よくに、これは一つ々のケースを

時に非常にそのいふ問題があるといふことで問題が起りました場合に、委
会にかけて、その委員会の総委員の
分の二以上によつて認められるとい
ふことが要件になつてゐるわけであ
り。ただその場合に、それが不当に
使された場合はどうなるかという御
聞だつらうと思ふのであります。こ
れ

憲法委員会の議決が法令に違反し、又著しく不当であると認めるときは、憲法を示してこれを再議に付することとすることができる」という問題がございます。たそれでもまずい場合に、百四條は、一番強い問題といたしまして、緊急命令の問題でございます。もちろん憲法命令の場合には、中央漁業調整審

○川村警員 ただいまの御説明では
性的にはわかりませんが、ただそれを
矢張り衆議院議員会で持つて行くこ
うことになる、半年も一年もかか
てしまふ。その間その人が醜態で
きいていうことになれば、莫大な損
失を被るわけでございます。

なる。かつまた生靈といふ面がまし
と非常な支障になるので、私が聞い
いるのであつて、法律的にははつき
わかつてゐる。ただその場合早くそ

がありましたが、私は期間の二年間といふよりも、絶対的に混同をしない、漁民全体が喜びの中に、いわゆる笑つて再分配を受けるだけの機がはたしてできるかどうかという点を心懸するものであります。その点において自信がありや否やということをお伺いいたしたいのであります。

○久米義明 ただいまの御質問は非常に重要だと思ひます。と申しますのは、漁業権の問題について、非常にこれがやましまつたころの経験者が比較的少いという点も、おれ／＼自身相当問題だと思つておりますが、ただ今の再問と申しましても、あるいは事前決定と申しましても、これが全然根拠がない、これから頭で考えて行くという問題でなくて、すでに実体的にそこに矛盾があつてこうしたいという現実の基礎があるわけでありまして、それを組み立てて行くということと考えるわけでありまして、決して私は、この二年間でこれが不可能と考へないものであります。またできると考へておるわけでございます。

○川村委員 できると考へてはおられるが、つまり漁民全体が喜んで再分配し得るような確信を持つておるかというわけでありまして、二年間で混同してもよろしいならば、一年でも二年でもよろしいと思いますが、喜んで再分配し得るだけの確信があるかどうかということについてお尋ねいたします。

○久米義明 一部に御不満が出る場合はあると思つておりますが、大多数の漁民の方々は喜んでいただけると確信いたしております。

○川村委員 次に第二十四條であります。

す。昨日もこれに附帯して質問したのであります。第二十四條には「定置漁業権又は区域漁業権については、漁業権を定置した場合には、その漁場に定置した工作物は、民法第三百七十七條「云々」とおなじです。一休定置漁業権に附帯した定置物というものは、いうものか、昨日の質問では定置漁業と申すのは、海の中だとおつておりました。海の中、しかも最深部十五メートル以上になる定置漁業の定置物というものは、いかなるものをさすのか、これの具体的説明をお願いします。

○松元義明 答えいたします。これは私自身といたしましては定置漁業権の場合、漁場に定置する工作物は存じておられません。にもかかわらずなせいかと申しますと、現実には私の知識ではないかもしれませんが、理論的にはないと言へないものであります。そうした場合に、これは法律一般の問題であります。法律といふものは理論的可能性といふものを全部背かなければならないという一つの宿命を持つてゐるわけでありまして、それで実際の感じはたしかに憂であります。それはわれ／＼認めるのであります。そういう法律の一般の原則から申しましても、端的にこちらの言ひたいことをそのまま表現できないうらみがあるものであります。一應規定いたした次第であります。

○川村委員 ないのだけれども理論的にこれを言ふなければならぬ。そうしますとこの法律全体が理論的に持つてゐるのかどうかということと再質問いたします。

○久米義明 ただいまの松元説明の説明を補足させていただきます。まずこの二十四條は、これは前からあつた規定なのであります。それで特に定置漁業権または区域漁業権と書きわけましたのは、共同漁業権をはずすために書いたものであります。それでこの漁場に定置した工作物というのを特にここに規定しておりますのは、抵当権が設定された場合に漁業権といふのは、その「漁場」そのものを言つておるわけでありまして、そのものが一つの権利となりましてそれに対して抵当権が設定されるわけでありまして、それによつて定置する工作物がどうなるかということと法的にはきめなければならぬわけでありまして、そこでこういう規定が入つたわけでありまして、例は全然ないといふこととありますが、たとえばいかりだめをい／＼いたします。その場合いかりの何かに何かに恒久的なコンクリートのいかりでもおろしたといつたような場合にこれに該当するわけでございます。それで御質問の要は、定置漁業を内容的に見れば、そんな漁場に／＼ついているものではない、陸上施設云々がどうなるかという御質問だと思ひます。この陸上施設は法律上はこゝでいう「漁場に定置した工作物」には入らない。抵当権の問題といたしましては漁業財産抵当の問題として処理するべきものであります。またそれが突発問題としておつては別な土地または土地の定置物という規定が設けられております。これが実際の経営と両方が離れないで行くような規定を別に新たに設けたわけでありまして、

○川村委員 理論的にいへばそうなりましよう。しかし現行法はこうなので

す。逆に私から説明申し上げます。定置漁業といふのが原則なのであります。こゝの根拠地に対する定置物をさして海の中の定置物とさしてないのだ。これだけあなた方に覚えておきます。

それから次に第二十八條に「相隣によつて定置漁業権又は区域漁業権を取得た者は、取得の日から二箇月以内、都道府県知事に届け出なければならぬ。以下ありますが、それによつてつまり適格性を有しない者は一定の期間内にこれを他に譲渡しなければならぬ。こうなつておりますが、一定の期間といふのはどういふ期間ですか。北海道には現在一月一日から十二月三十一日まで期間がある。そうしますと現在定置漁業はたてこんでおるのだ。その場合に、もし一定の期間をつけても切り上げなければ、一年ぎり切つていないのだからこれは一定の期間といふのは二年も三年も続く。一月一日から十二月三十一日までですからまた翌年の期間も続く。そうするとうまい具合の一定の期間といふものはあるやうでな。こゝにならありますが、一定の期間といふのはこの條文はどのくらいの間隔をさして置くのか、具体的に指示願ひます。

○松元義明 まずこの一定期間と申しますのはただちに移せ、経営をつづけてまで移せといふ意味ではありませぬ。大体この経営は相隣人が適格性がなければならぬと持つてくれ、こういう意味なのであります。従つて経営をつづけてまでただちに移せといふことは申しません。逆に同年の満期である場合には、いつまでも続くから永久

に譲渡できないではないかという御質問でございますが、これはさういふ漁業であつて途中にやめる時期はあります。なぜかといふと現在の漁業権でも存続期間満了期はある。さういふ時期はあると思つております。それから先ほどの漁場に定置する工作物でございますが、ただいまの川村委員の御説明で陸上の定置物もこれに含まれておるということとありますが、私はさういふことはないと思つております。なぜかと申しますと、その場合には必ず抵当権は二つになつておるわけですが、これは二物一権主義といふことはあり得ませんで、必ず漁業権の抵当権、陸上の抵当権は二つにわかれておるはずだと思つております。つまり抵当権は一つではなくて二つある。これは抵当権の効力の問題でもございしますが、そのように了解しておるのでござい

○川村委員 あとの議論は長官が権威者でございしますから、長官と私と二人で議論することにいたします。

次に第三十五條、六條であります。が、一定の漁期以上にあつたつて休業するときはこれはあらかじめ都道府県知事に届け出なければならぬ。そうするとそれにかつて、第三十六條では、行使する人がかわつて来るのであります。休業をするといふときには労働者が幾多ありましようけれども、つまり今度の法から言つて五箇年である。二年やつてあと三年休業をするのだという場合に、今度のつまり五年後にいってまた前が経営をしたいといふ場合に出現するといふことになりましようが、しかも前回はつたばな休業者である。またすべてのものが續つて

おるといふ場合に前者を認めるか後者を認めるかといふ場合に、あなた方は御見解をどうおとりなさるかお答えを願います。

○久松義明 先ほどとも関連した御質問と思うのでありますが、そういう場合の判断につきまして、今の例でまじいろ／＼確定していない他の要素があるわけでありまして、それだけのことで判断するのではなくて、もつとほかの要素もみんな入って参りますので、これはやはり具体的な事件について各委員会が判断していただくよりはかたないと思うのであります。

○川村委員　それでは次に第三十七條に「免許を受けた日から一年間、又は引き續き二年間休業したときは、都道府縣知事は、その漁業権を取り消すことができる。」これは大体現行法にもあるようであります。今まで取消した例は私は聞いたことがありません。またまたこの新法に盛られておるこの條文になりやしないかということを考えるのであります。この点において、今後はほんとうにこれを取消すという所存でももちろん立案されたことと思ひますが、つまり現行法にもあり、この法案にもあるとするならば、せんだつて問題になりたくないわゆる二年以上休業している者は、たくさんあるのだから、監督官廳たる水産廳で、なぜ一体今まで取消しの手続をとらせなかつたか、ということに疑問を持つものであります。従つてそれがために今度新免許を受けるところの漁業者は負担が重くなる、ということは何人も考えられるのであります。それに対して久宗課長は重くなるとは考えられない、という。

私らにすればまつたく解せない御答弁があつたようでありますが、新法案にこうして盛り込まれた以上は、これからでも遅くないから、二年以上休業しておゐるものはどん／＼取消しをしてもらいたいという考えを持っておりますが、この点について特に長官の御答弁を願ひたいのであります。

○鎌山説明員 ただい、木川村委員の御質問で、従来二年以上休業しておるにもかかわらず、水産廳として取消しを怠つておるといふ事実を指摘されたのであります。御承知のようにこれまでの漁業権は更新によつて、大体従来の者が引続きこれを所有するといふようなことになつていたのであります。従

況というよりなことによつて、かりにどなたが鑑賞してもおそらく成立たないというよりな條件の場合には、これはやむを得ないのじやないか。従つてこれをただちに、事情のいかににかかわらず、二年休んだ場合には必ず取消すということはかえつて川村さんが先ほどからいろ／＼言われてゐるような、契機に即さない点が出て来るのじやないか、かように私は考えるのであります。従つて何らそこに正当な理由がなくして、二年をいたずらに休業するというよりな場合については、これは御意見の通り嚴格にそれを取消すべきものである、かような見解を持っております。

〔鈴木委員長代理退席、委員長著席〕

○川村委員 ただいまの長官の御答弁では不満足であります、ただ要領はたしますことは、もちろん休業してゐるのは事情があることは承知しております。ただ免許を受けてから一回も経営していない漁場が北海道にずいぶんあるはずであります。それから戦前まで経営しておつたが、戦争のいろいろな悪条件と戦後の経済状態に支配され

次は第三十八條の問題でありますが「漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府縣知事は、漁業権を取り消さなければならぬ」といふ場合、私だけの例を引いて申し上げても、大体わね／＼が議會人として出ております以上、半半も自分の土地を明けなければならぬ。いわゆる漁場の監督ができない。そこでそれにかつて、それ／＼支配人のやつている人もありますしやう。あるいはせがれがやつてゐる場合もあるでありますやう。こうした場合に、もし支配人なり自分のせがれなりが十分な適格性がなない。あつたとしても他の者より落ちるというやうな場合があつたときには、これはどういう処置をされるものか。御説明をお願いいたします。

○松元副委員長　ただいまの問題は、これは概然順位ではなくて適格性であります。適格性の問題は懸賞返云云云。そういうことを問題にいたしますので、そういう事情がなかつたら、なわけでございますが、單に他の者がやつたから適格性が無いということではないのであります。

○川村委員 第三十八條の第三項に「漁業権者以外の者が事実上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しておおる」と云々とある。ここを指して聞いてゐるか。支配人などを置いた場合にどうなるか、その人が適格性が薄いということの場合にはどうなるか。

○松元議員 ただいまの私の答弁若干ポイントをはずしておつたようでありまますから、もう一度御説明申し上げますと、この場合は、支配人というのは経営の主体ではありません。経営

いたします場合には、支配人、番頭、手代、こういうものは当然必要でありまして、そういうものではなくて、川村さんとは別の経営主体の人が共同経営の形で入つて来た場合に、雇かつたという場合を指しているのであります。具体的にたたいまのような場合は、該当いたさないと思つております。

〇川村委員　これで私の質問は終りました。

○砂岡委員　いろいろ質問したいことがありますが、先ほど来委員長が関連質問を許しませんので、若干重複する点もあると思いますが、やむを得ないので、お聞きしたいと思います。

分の地先で待ちかまえてとるような、
そういう魚は共同漁業権の内容として
行くというふうなお話でありました。
そこで私はこの具体的な事例として
一つ実例をあげてお尋ねしたいと思
うのですが、たとえば静岡縣の田方郡
の、対嶋村の宮戸という所がありま
す。あそこ、いかにある。これは四百
戸の漁民が一本づりをやっております
が、昔から魚付林やいり／＼魚類の
繁殖、保護に対する施設なんかもや
りまして、あそこは非常に陸の方ま
でいかに寄つて来る。それを一年中
一本づりをやっておりますが、こ
ういふうないかに対しましては、た
とい回遊性の魚族でありまして、こ
を共同漁業権の内容として認められ

○欠額説明員 今具体的に、御質問なので、これについて決定的な御返答をいたしますことは、もう少しこれをこまかに条件をお聞きして、みなければならぬと思うのでありますが、一般的に申しますと、そういうような場合には漁法としては入つて来ないわけでありまして、しかしながら問題は、そのいかによつて生活している方々が、内容的に見れば非常に限つてよろしい、また限らなければ生活ができないというような場合につきましては、これは共同漁業種としては過渡できませんが、委員会において、それこそ漁場の行使方法の指示として、その関係漁民の方々の生活を擁護できるような指示をすべきだと思つております。その際に、田方の方のすぐそばに災はもう少しこれに参加させてもよいというような同じような方々があるかもしれません。これらは具体的な例でないかもしれませんが、かりの例として、そういうような場合に、今までやつていた方々だけでなく、その範圍を逆に廣げるという場合もありまして、あるいは今まで貧乏な資源であるにかかわらず、乱獲に入漁しておつたというような場合にも、ある程度入漁を制限するということな場合も起つて来ると思ひます。これは委員会が判断すべきであります。て、共同漁業種としては、今の漁法からすれば入らないのでありますが、御質問はそういうふうにして徹底できると思ふのであります。

○砂間委員 対嶋村のいかの問題に

條の第二項の地元地区の点であります。次に第十一條の保健地區及び第十四條の第二項の地元地区の点であります。これも先ほど来いへう問題が出てまして、一般的の説明はわかりました。関連質問をしたかったのであります。委員長が許しませんでしたのですが、やむを得ず質問するわけであります。たとえば靜岡縣の賀茂郡の濱崎村という所でありましたが、ここで天草村とれるのであります。ところがこの天草をとりに行くあま、これは外浦といふ所の人たちが大部分数十年來行つておつておるのです。ところがその外浦は、濱崎村に属していても、ずっと山の方にあつて、ほかに畑も田も少いものですから、ほとんど一年中そこま行つて天草をとつて、それを業としてゐる。ところがその海に面した都立では、ここは田も畑もあるものですから、自分のところで天草の權利だけを持つておりまして、あまの人たちによらして、その權利金をとつておるのであるが、生活は百姓をやつたり何かとしてゐる。ところが今度漁業法がかかるというので、そこで海の面にした人だけが浦の人は、お前らは山の方だから、漁師でも地元地区でも何でもないからと言つて、除外してしまつて、なにもない天草を自分たちでとる。あるいは外から人を頼んで来てるといふよゝなことを考へておるのでありますが、これは第十四條の第二項の「自然的及び社会経済的條件」の社会経済的條件といふ点から考慮すれば、当然一つ協同組合をつくらせるか、あるいは

すかこむるべきことかどうか。これに
かせらるることは各地にもありまし
て、三尾町の北平郷の長島へ行きま
した。たやうなことは各地にもありま
す。三尾町の北平郷の長島へ行きま
す。長島町がその定置の漁業権を
持つておる。ところが定置に行つて地
際に働いているところの水夫は山本と
いう全然別の部落の人たちが来て、そ
うして数十年來その水夫をやつてい
た。またいろいろ熟練の経験を持つて
いるわけだ。ところがやはり賀茂郷
の場合と同じで、今度長島の人たちが
協同組合をつくりまして、二年後にな
れば定置漁業権はおれたちのものに
なるからというので、なれもしない長
島の人たちが網を張つていて、そうし
て山本の部落の人たちは数十年來の
経験があるにもかからず、これを諦め
出して、それでその定置に参加させ
ないというやうな事例がありまして、
この事例は、今後現実の問題として
いう事例は、今後現実の問題として
方にくくさん起つて来ると思ひ、ま
地元の区とか、あるいは関係地区と
用ひることが、言葉の上の説明では
わめるようでありまして、実際の
用ひの面について相当紛糾が起るの
ないか。これについて、海区調整委
員に何もかもまかせればいいのだと
いまして、海区調整委員会が幹事
たいなほんとうに公平な人、正義の
が出て来てもらへば、悪い問題も
く解決できると思ふのですが、なか
かそれはいろいろ関係がありま
で、中には運動したり、何かしま
で、うまく行かない場合が出て来る

○久保健明員 今二つの具体的な事例についてきまして、地元地区ないし関係地区の問題が出たわけでありますが、その場合にはこうだということをし上げるのには、私の方といたしまして、もつと詳細に具体的な他の条件も考慮してお答えしないと、不測の誤解を生じていけないと思いますので、そのお答えは整理えさしていただきなさいと思います。ただ根本的な考え方といたしまして、関係地区、地元地区というものの考え方については、特に地利的な条件を大きく考えるべきことは当然であると思いますが、それだけではなくてという意味で、社会経済的な条件を加えたわけであります。この場合の一般的な考え方としては、私は、広く解釈すべきだと思つております。これを非常に狭く解釈した場合も、むしろ広く解釈すべきが当然であります。あつたというふうに考えております。よく知る争ひは、本来持つべきでないと申しますか、ほんとうは実際には違ふをあまりしていないような所が、たまたま地元地区あるいは関係地区を地理的に解釈して、今度は自分たちの方策でしまふのだというふうに考えてくる場合が、実問題として非常に多々あると思います。ここで考えてみますのはそういうようなことではなくて、もう少し廣く考えて行く。たゞは今の従業者の問題といったようなもの、それがやはり生活的には非

あります。たゞその場合に共同漁業権というようになるとなると、個々の漁民が組合内部の規定によつてほとんど全部操業いたしますので、相当これは問題になるわけであります。そこで関係地区につきましては、委員会での意見を聞いて、都道府県知事がきめる。つまりあらかじめきめなければならぬことの中で、はつきり言つておるわけであります。共同漁業権については、知事が最後の責任を持つてどこかに線を引かなければならぬことにして、おるわけであります。これはいろいろ不測の問題から、多数の漁民に対して、混乱を生じさせたくないというので、うにいたしましたわけであります。もちろん委員会での意見を聞いて、ごさいますが、そういう措置をとっております。

○砂田委員　それから第十四條の二號、二號、三號の問題であります。これも先ほど来いろいろ問題になつたことであります。この漁業に関する法令の要質な違反、労働に関する法令の要質な違反、この二つを明らかにして、この判断するところのあります。この判断がなかくむずかしい。これも委員会での判断にまかせるということであり、また、労働に関する法令の要質な違反などにつきまして、先ほど松元説明の方から一、二の具体的な例をあげて説明があつたのであります。少し具体的な過ぎると思うので、もう少し具体的にこれを指定する必要があるのではないかと。

ないか。あらゆる場合を列挙すること
は、立法技術上の点から行きまして困
難があると思うのですが、これだけで
はあまり適当として、何もかも調整委
員会にまかせると言ひましても、この
法の條に規定されておるような選挙
のやり方で調整委員を選挙して行つた
ら、必ずその地方のボスや反動的な資
本的な連中が出て来るにきまつておる
と思うのであります。そうすれば事実
労働に關する悪質な違反であつても、
悪質でない和解するおそれが非常に
多い。たとえ昨午清水で金六九とい
うきんちやくの争議があつたのであり
ますが、労働組合をつくつたというこ
とだけでそれを押してつづして、漁
夫六百八十何名を解雇して労働を失
せたという事例があるのです。これは
何も最低賃金とか歩合制度、最低保障
をきめなかつたという点だけではあり
ません。漁業労働者が労働組合をつく
ることは労働法の精神から言つてあた
りまえのことですが、こういうような
ものまで阻害しつづつておるというこ
は、これは一介の事例であつても労働
違反であると思ふ。しかし静岡縣の縣
水産会や今度選挙によつて出てくる
であろう調整委員は、あれは何でもな
いと言つて通すことは明かだと思ふの
です。この点につきまして関係の方
からも、入江法務局長を通じて五月十
二日の委員会におきましていろいろ注
意があつたので、もう少し具体的に規
定を充実する必要がある。それでなか
つたならば、ただ委員会の判断にまか
せると言ひましても、委員会の判断だ
けでは十分である。法の上に列挙す
ることができれば、後に法を解釈す
る場合の参考にするために、一、

二、三項について具体的事例をあげ
て、こういう場合は悪質なりというこ
とをはつきり記録に止めていたがた
いと思ひます。
○久松委員長 だいたい一、二、三項
についての具体的なものをというお話
でございしますが、これはもちろん増
加があるわけでありまして、しかしそれ
は社会的にきまつてくると申し上げるよ
うに法がなければいけません。それと
申しますのは、再三御説明してお
りますように、漁業に關する法令の悪
質な違反といふことにつきまして、こ
れを法務廳その他と打合せました際
に、何年の刑に免せられたというふう
に規定すべきだといふことであつた
のでありますが、それをいたした
場合にはむしろ実質的には不公平にな
るということが考えられるのであり
ます。形式的に言へば、そういうふう
に何年の刑に免せられた、あるいは何
に違反してどうこうといふところまで
書くべきがほんとうであります。そ
れはかえつて漁民にとつて不当な行
になるではないかといふことから、そ
れを避けたのであります。ただ悪質な
違反の問題につきましては、漁民自身
にとつては一つの通念としてあるわけ
であります。これを委員会において
判断します場合には、そのときにお
いて悪質であるかどうかといふ一つの社
会的常識があると思ふのであります。
それに訴えて行きたいという考え方を
持つてゐるわけでありまして、
○砂岡委員 今の点につきまして当局
の方の考えがどうであらばやむを得ま
せん。あとで意見があるのを申し上げ
ます。
次は第十六條の八項の北海道除外の

規定についてであります。この点につ
きましては、五月十二日の委員会にお
いて、入江法務局長を通じて北海道を
除外する理由がないとその筋の意向が
述べられ、それに対して川村委員から
いろいろ質問があつたのです。その
川村委員の質問に對しまして、入江
法務局長は五つの理由をあげて反駁し
ておるわけでありまして、実は北海道
の事情に暗いので、北海道を除外する
理由について詳細なる御説明をお願い
したいと思います。
○久松委員長 北海道に特例を設けま
したことにつきまして、いろいろ問題
があるわけにございしますが、私どもと
いたしましては、これを次のように考
えておるわけでありまして、関係方面
の御意見というものは別に出ておるま
すが、私どもがこれを考えましたのは、
まず第一に、主として北海道の漁業の
重要な問題であります定置漁業の場合
を考へてみます場合に、その労働者
が大抵が内地からの出かせぎ労働であ
ることなのであります。これはもちろ
んそういうような出かせぎ労働の問題
は内地においてもございしますが、非常
にこの質が違つてくるといふ部分が依
存しておるわけでありまして、これは北
海道のあるいふ特殊な漁業と人口構成
から出て来たものだと思ふのでありま
す。その際に、これをむりやりに共同
経営体といふことをとることがいかに
どうかといふ点をわれ／＼としてい
えなければならぬ。つまり生産組合
といふものを考えました場合に、これ
は一番純粋な形は個々の小さな小生産
者が、その小経営の不合理性を打開す
るために、あくまでも共同経営体をつ
くつて行く形が一番普通の形だと思

のであります。内地におきましては、
それほどではないのであります。北
海道におきましては、むしろ非常に資
本的にこれが相当発達したわけであ
ります。それでそこにおきまして労働者
と経営者の関係を見ますと、まづたぐ
違ひでありまして、それと一つは共同
経営体といふふうにとらめなければならない
自体が、むしろ労働保障にならないの
ではないかといふふうにとらえたわけ
であります。つまり共同経営体といふこ
とによつて、現在法律で要求されてお
りますような、労働保障といふ点にも
むしろ実質的に欠けるという点を考
へまして、北海道の事情から見れば、む
しろ資本的な経営でやつてゐる場合が
相当ある。その場合に現在の法規によ
つて認められておりますように、経営
者はその義務を負ひ、また労働者の方
も労働法規によつて規定されたような
保護を得る方がむしろ安当であらうと
いう考え方から、これを特に共同経営
体といふふうにとらめなければならない
当であらうと考へたわけでありまして、
またその際に、こういうふうな生産組
合といふものは、一應法規の上ではご
く少数で出来て来る関係もありまし
て、これをいわゆる封建的な商人と
か、その他あるいは薩摩商の資本が
そちらに出て参りまして、ほんとうの
漁民でないものを組織化して、そして
漁民の権利を奪つてしまふというやう
なきらいもあるわけでありまして、こ
ういふようなことにつきましては、もち
ろん法律の中でそれをチェックする規
定は設けておられますけれども、実際問
題としてその適用が非常にしにくい
といふ北海道の現状の狀態から考へま
して、私どもといたしましては、生産

組合の優先規定を設けた場合の弊害の
方を一應豫考へてみたわけでありま
す。ただ問題は、それでは生産組合は
絶対につくつてはならないのかとい
うと、そうではないのでありまして、ほ
んとうに地元の漁民が共同経営体でこ
れを持つて行こうという場合には、当
然つくつていいのであります。ただそ
の場合に特に優先という規定を設けな
かつたのは、優先規定を設けること
によつて、むしろそうでない、つまり移
動労働者を主体としてゐる／＼な曲け
られた形に生産組合が持つて行かれる
といふ心理の方を恐れて、ここに
例外規定を設けたわけでありまして、
○砂岡委員 今の答弁はちよつと納得
しないのですが、私は北海道の實際を
知らないためかもしませんが、移動
労働者といへども、秋田や山形あたり
から出ておる出かせぎの人々であつて
も、その漁期に現実にそこでしん
り、さけなり、ますなりの漁業に従事
する者は、その労働者なんです。こ
その労働者が加つた生産組合が、内
地と違つて除外されるというこは、
労働保障といふ点から言つてあべこ
べになるやうな氣がしてしやうがない
のですが、これは実は北海道の實際を
知らないものですから、あべこべであ
つたならば深く追求しません。それは
それであります。
その次に第十九條についてでありま
すが、十九條の餌魚の問題でありま
す。餌魚の問題につきましては、これ
は実は七月一日に三原縣の津におき
まして漁業審判についての現地審議
会をやつたときにも、二つの意見が出て
おりました。これは協同組合に優先し
て與えてくれという意見と、もう一つは資

よく業者の方々は経験がどうか、あるいは輸出のあれでどうか、あるいは加工がどうか、いろいろな理由をあげておりますけれども、それらの経験というものは、御木本さんが最初始めたころと違ひまして、今では相当一般化してある。従つて何ぞそれを独占排他的に個人に興える理由は何らなくとも思ふのであります。眞珠の養殖の組合におきまして、これを協同組合に優先的に興へて、協同組合に管理させられて行くという行き方で最も合理的に解決できるし、また本法の精神であるところの漁村の民主化だとかあるいは漁業生産力の発展という点にも合致するところだと思ひます。それを眞珠の養殖に限つて十九條で特例を設けて、ういうふうな優先順位をきめておくという点は、第一條にうたつてある漁

のものの商品としての性格を考えてみました。このような国際性を持つた商品であつて、そのような非常な価格の変動、その他の影響を受けやすい商品、直接零細漁民の生活と結びつけるということとは、非常に危険なものでないかという点を考えたのであります。もちろん技術的に見ても、餌珠をつくるのに、技術はも一般化していてそんなに重要な要素やないというような意見もいろいろと思ふのであります。漁民の立でこれを考えました場合、一番大事なのは、その区画漁業権にとりかわつた場合の、その下すなわち海陸の使用関係をどうするかという問題だと思ふのであります。母貝の問題もございしようし、他のいろいろ底を使わな

漁船計組の際に、他の零細漁業を阻
害しないように十分考慮して、その漁
計組のときにそれをつくつて行くべ
じやないか、そういうふうに考える
けです。

○石屋委員長　ちよつとその場合、
久宗君の説明に對してただしておき
ることがあります。眞珠養殖業を区
漁業として、養殖業者に與える。そ
してこの漁業者團體、漁業協同組合
には與えないという場合には、母貝
に價格を維持するという点について
か構想がありますか。その点お考え
あつたらこの説明を願つておきま
す。

○久野委員長　一貫した一つのものの
ありますから、最後の商品である。
とえば首飾りからずつと價格が波

青場きわ私た頭う母の何がまでた
ばならないと思うのですが、漁業補
問題といたしましては、零細漁民は
具を完全に掌握して、価格変動の波
をそこで喰止める。わりに養殖部面
で自任して、危険負担を直接的に結
つけない方が適當であらう、こう考
たのであります。

○石原農務局長　ちよつと私の質問と
が違つておるようであります。私はほ
殊養殖を漁業協同組合の手を離して
らず場合に、この母貝を生産する個
打撃を受けない方法について適當な
があるか。たとえば今年一應貝を消
した。その又札を落札者が取消して
取らなかつた。そうしてその次には
当安い價格でせぬか、こういうのが
とが今年現実にあるのですが、今後
殖をする権利はいわゆる養殖業者

の母及まびえの的眞やが八札に受けるは相つとんあ

○砂田委員 今の久米宗長の説明によつとおかしいと思ふのです。漁業の対象となるのは、そういう眞珠を殖したりとつて来るこの方が対象となるのであつて、それを首飾りにするが、胴きをどんなにかけようか、ギリスに輸出しようか、パリに輸出しようか、それは今御本木さんなんし一貫した作業でやつておるかも知れません。しかし漁業権を問題とすると合は、そこまできちしくなくてとも合は、そこまできちしくなくて来て、そので、かつおなんかとつて来て、そのを油に入れて罐詰にして、イギリスに賣ろうが、スイスに賣ろうが、そなんしいろいろ貿易業者がやることでしつとありましようが、そこまで心配しつこれはイギリスに出すまじろの罐

午後三時三十分休憩

二

から何の業者にやらせなければ危険員
組が漁民に行くといふことまで考へる
必要はない。私どもが漁業といふ立
場、漁業の本質をなす漁業権といふ点
から考へるならば、漁民の養殖にして
も、それは母貝のこと、下の魚だ
とか下の漁業といふことも関連して来
ますが、これはやはり一貫して漁民に
その管理権を與へるという思想が貫か
れなければならぬと思つておる。そ
れがこの法案の精神だと思つておる。従つて
それをやらしたからといつて、何も危
険負担が全部漁民にまで来るという心
配は少しもない。何か餌が特殊な國
際商品であつて、貿易がどうかとか
とかといふことを理由にして、團體に
優先して與へない。そして個人に興
えて、独占排他的にやらせて行くとい
ふことは、あべこべの結果となると思
ふ。たとへば母貝の價格の点につきま
しても、今右原委員長が言つたような
事例が現に生じておる。それは買いた
たかれるにきまつておる。あの大きな
御木本さんや何かのあつた漁民の
企業が非常に大きな資本の力をもつて
やつておるのです。ですから、それを
排除して漁民全体に利益を均等させ、
生活を向上させるという点からすれば、
十九條の、こういうふうな漁民の
問題についてだけ特例を設けるという
点は、少し私は當らないと思ふ。この
点、漁業法の第一條の精神から行きま
しても、非常に矛盾を感じるわけであ
ります。

○久原委員長 今のお話、また委員長
から御質問に対する御答でもあるわけ
であります。たゞ、價格の問題が
出まして、それが非常に買いたたかれ
た、こういうような事実が出て来るの
は、結局母貝を漁民が持つていない場
合に起る問題だと思つておる。つまり
母貝を漁民が持つていない状態では考
へないために起る問題だとわれわれは考
へるわけです。従つて一番最後の條で
價格を維持するといふ問題も、一番最
初の母貝を漁民が持つていないといふ
ことが一番大事であると思へるわけ
なのであります。

○石原委員長 母貝は漁民に漁業者が
確保してあります。母貝を何人が漁業
會以外に持つてあります。母貝を何人
が確保してあります。母貝を何人が確
保してあります。母貝を何人が確保し
てあります。母貝を何人が確保してあ
ります。母貝を何人が確保してありま
す。母貝を何人が確保してあります。

○久原委員長 現実の問題としては母
貝を漁民が一部は持つてない場合があ
るのであります。そのためにこういう
問題が起る得るのではないかと私は考
へるわけでありま。

○石原委員長 絶対にそういうことは
ありません。ただ養殖のつり籠の一部
に漁民的に生れるくらいのもは漁業
協同組合以外にあるけれども、全体と
しての養殖に要する母貝なるものは、
九十九まで漁業協同組合の確保してい
るところであります。

○砂間委員長 母貝のことだけ漁民と関
連して考へて、養殖の事業を全然切離
して考へておるのはいかがいと思ふ。
あなた方は一週三重へ行つてよく見て
來てもらいたいと思ふのです。あとと
意見になりますからこのくらいで打ち
切りますが、とにかくこれはおかしと思
います。

午後一時四十分分議
○石原委員長 午前中に引続き會議を開
きます。

○小松委員長 数項にわたつてお尋ねを
いたしたいと思ふ。前質問者とな
るべく重複しないように努めますが、
ふに落ちない点は重ねてお尋ねす
ることをお許し願ひます。

第六條におきまして三の定置漁業の
定義を私は少しはつきりとしたら
どうかと思ふのであります。この第三
項には「定置漁業」とは、漁具を定置
して待つ漁業であつて左に掲げるも
の」としてあります。お上定置
漁業は、先ほど來もお話のございました
たごとく、漁具を定置して待つ漁業を
定置漁業といふことにした方がはつき
りすると存じます。さういふ意味よ
うにいたしました。この第二種共同漁
業、いわゆる水深十五メートル未満の
もの、こういうものは当然私は定置漁
業の部類に入れるべきではなからうか
と思ふのであります。これを定置漁業
に入れないで、かように共同漁業の
部類に属しておくといいことは、かえ
つていろいろな地方的に混乱が起るも
のを防ぐのではないかと、かように考
へますので、この点を重ねてお伺いし
たいのであります。

それから定置漁業にはお上魚の誘
導のために、その他また網が浮動性で
あるために、多少の保護区域というも
のを設けることが至当だと存じます
が、この法規には定置漁業の周囲に対
する保護区域といふような規定事項は
さらに見当たらないのであります。さ
ういふ点について何か別途にお考へ

があるのかどうか、この点。
それからこの区画漁業においても、
共同漁業においても、ほとんど一區
画漁業において申せば、一種二種のこ
とはほとんど同様の種類のものと私
は思ふのであります。ただ一定の区域
内に竹や、かわら、竹を施設するもの
と、その施設の中で待つもの二つに
わけただけで、こういうぐあいにお
おき、同一の種類のものをこうい
ふにわけるといふ必要がどこにある
か。いかにも煩雜ではないか。かよう
に考へますので、この点をお伺ひし
たいのであります。

○久原委員長 第一の御質問でありま
す定置漁業の問題でございますが、こ
れは先ほどの川村委員の御質問に対
しまして、お答えいたしました中に申し
述べたのでございますが、御質問は共
同漁業の中に實際には定置と同じよ
うなものが含まれていて、それで考
へて混雜になるのではないかと、こ
う御質問であらうと思ふのでありま
す。これにつきましては、十五メート
ル未満のものについては、むしろ漁民
の事情に應じて、機宜の措置がと
れた方が、他の漁業との調整のため
にもよろしい。それから小定置のため
のいろいろな資料その他について、合
理の範囲といふ点からその方がよい
のではないかと、すなわち組合の内部規
則によりまして行儀した方が、實際の
生産面から見ても適當であらう、こ
う考へて共同漁業の中に組み入れたわ
けでございます。

味があつたと思ふのであります。今
度のように計画的に漁場の設定をいた
します場合には意味が比較的薄くなる
であらうと思ふのであります。しかし
ながら依然として、網の前方における
問題、その他の問題がございすので
で、これにつきましては根本的には漁
場計画作成の際の考慮、その後は委員
會の指示といふことで行くのが、最も
各網の事情に適すると思ふのでござ
います。ただ一般的には府縣の取締り規
則の中で、保護区域について一般的に
規定をしておるのが通常でございま
す。それができるような場合には、
府縣の取締り規則の中で、保護区域を
設けるといふこともかまわないと思
ふのであります。ただこれは實際問題と
いたしまして、むしろ各網の状況に應
じられないといふ意味で、委員會の指
示に待つ方が適當であらうといふ
うに考へておるのでございます。

それから第三の区画漁業の種類の問
題でございますが、これは一應法律の
概念をいたしましてはやはり違つてい
ございまして、その内容につきま
しては、従前の、つまり現行法におきま
しては、この種類のこまかく限定して
おりましたが、それをさらになつてい
ただいても、一種と二種の内容とい
うものは非常に複雑で違つてありま
す。従いまして、こういうような区分
につきましましては、これを簡便にした
のでございます。

○小松委員長 いろいろ種類の問題につ
いては議論にわたりますから避けます
るが、この保護区域は私はぜひ必要
なものだと思ふのであります。委員會の
指定にまつといふ行き方は、なるほど
民主的な行き方かもしれませんが、せ

第二の点、つまり保護区域について
の問題でございますが、これは従来の
ように網々の申請に基づいて無計画に漁
場がつくられます場合には、非常に意

味があつたと思ふのであります。今
度のように計画的に漁場の設定をいた
します場合には意味が比較的薄くなる
であらうと思ふのであります。しかし
ながら依然として、網の前方における
問題、その他の問題がございすので
で、これにつきましては根本的には漁
場計画作成の際の考慮、その後は委員
會の指示といふことで行くのが、最も
各網の事情に適すると思ふのでござ
います。ただ一般的には府縣の取締り規
則の中で、保護区域について一般的に
規定をしておるのが通常でございま
す。それができるような場合には、
府縣の取締り規則の中で、保護区域を
設けるといふこともかまわないと思
ふのであります。ただこれは實際問題と
いたしまして、むしろ各網の状況に應
じられないといふ意味で、委員會の指
示に待つ方が適當であらうといふ
うに考へておるのでございます。

それから第三の区画漁業の種類の問
題でございますが、これは一應法律の
概念をいたしましてはやはり違つてい
ございまして、その内容につきま
しては、従前の、つまり現行法におきま
しては、この種類のこまかく限定して
おりましたが、それをさらになつてい
ただいても、一種と二種の内容とい
うものは非常に複雑で違つてありま
す。従いまして、こういうような区分
につきましましては、これを簡便にした
のでございます。

つくくこういうような厳密な法案をつくる以上は、当然委員会としてその措置がとれるような方策、方法を法案に明記すべきではなからうかと思ふのであります。過去のいろいろの経験から見ましても、先の例、あるいはあとの例等にも、いろいろの距離の関係、あるいは沖出しの関係等から紛争が絶えなかつたのであります。そういう経験に教しましても、この保護区域というものは、ある程度重視すべきであらうと私は考へる。これは結局保護区域を含めたものが漁場の位置というふうな意味において、その必要を私は感ずるのであります。

それから第八條であります。第八條のしまいの方に「魚類繁殖地又は第三種保護漁業たる貝類繁殖地を内容とするものに限る。それからまた「入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する」とこの入漁権の範囲内において各自が漁業を営める。そうしてもあらん共同漁業を持ち、区画漁業を持つておる組合員は当然できるものであります。区画漁業、共同漁業、漁業を持つておる協同組合員、それから入漁権を設定したものはできるといふことに、ここに権利を有するとしてある以上は、その地区においても協同組合員でない者は漁業を営む権利を有しないといふことに反面されるのであります。さういふに解してよろしいか、その上でその権利を有せざる者が、この漁業を営んだ場合には、これを罰する規定がなくてはならないが、これを罰するのは罰則の百三十八條ですか、これを適用してよろしいのか、この点をお伺いいたします。

○鈴木議員 御説の通り、協同組合の組合員でない者は、当然にはその内容の罰を営むことはできません。従つて一般的に申しますと、もし営んだ場合には、これは漁業権侵害になると思ひます。百三十八條は定置または区画に關するものであります。共同漁業権とは違つておられます。従つてこれは漁業権の侵害といふことになりまして、不法行為になりますから、損害賠償の請求権がある。それから物件の請求権で、お前は出ていってくれという請求もできる。なおかつ百四十三條によりまして罰則も課せられておるといふふうになつております。

なおこれに關連して申し上げますが、このように協同組合の組合員でない者は、当然には共同漁業権等の内容たる漁業を営むことはできないのであります。これは協同組合が三分の二以上であれば、共同漁業権等を持つておるわけであります。なおまた協同組合は自由加入である。そうしますと協同組合に入らなかつた共同漁業の内容たる漁業は営み得ない、こうなります。で、この点を調整いたしまして、必要があつたら調整委員会は組合員以外の者であつても、ある程度その漁業をやるようにいたしましたのが、第十四條の第八項の措置であります。しかしこれは委員会が指示をいたしましたれば、その要請的な努力をいたしました。ある程度、その漁業をやるわけでありまして、当然の権利としてはやれないわけでありまして。

○小松議員 第十一條についてであります。先ほど関係地区といふことについてのお尋ねがあつたのであります。関係地区とは地元地区と同一の意味のようなお尋ねがあつたが、ここに

あります。関係地区とは共同漁業を営むところのその漁場の区域を指すのか。この点をいまだ少しはつきりお伺いしておきたいと思ふのであります。

○久保議員 この関係地区と申しますのは、漁場、つまり船の上の問題ではないのであります。背後地、つまり漁場をこぐだときめきまして、それと對照して関係地区はこぐだといふうちに、陸の方の区域となるわけでございまして。またそれを特に関係地区と言葉をかえておられますのは、この関係地区の中に住所を有する漁民何人といつたようなことが、免許をあたえる要件になつておられます。共同漁業権については、都道府縣知事がきめてこれを公示しなければならぬといふようにいたしておられますので、特に言葉をかえておるわけでございまして。

○小松議員 そうすると、ここにあります共同漁業権については、その関係地区をあらかじめ定めるといふことは、共同漁業を営む区域ではないといふことがはつきりしておるわけですか。

○久保議員 その通りでございます。いまつまずいておつしやる意味の漁場の方は、ここに別に漁場の位置及び区域と書いてございまして。関係地区と申しますのは、具体的に申しますと、何部海部等といふことになつておるわけでございます。

○小松議員 わかりました。これも先ほど問題になつたことであります。百三十三條の第三号に「漁業権の不当な集中」といふことがあります。この不当な集中といふことは、その地方々々によつていろいろその実情が異なると思ふのであります。しかしながらこの

立法の間に當られたあなた方は、同一地区内においてどのくらいの漁業権を持つておるものを不当なる集中であるといふお考えのもとに、かような法案をつくられたか。その当時のあなた方はお考えを一顧お聞きしたいのです。

○久保議員 御説の通り、これはその地方の実情に即して判断すべきものなのでございまして、これを数字的に表現しようといふ話も実はあつたのであります。しかしこれはまさに画一的な形になるわけであります。そういうわけではいけないのであります。われわれが考へておられますのは、やはり数字的には表現できないのであります。結局、結局そこにおける漁場の資源の關係、またそこにおける漁民の人口の關係、またその漁業の實際から見まして、不當であるかどうかという判断をせざるを得ないと思ふのであります。こればかりに多角化といふような問題と衝突しないかといふことは、その漁民生活の確保になり、生産力を上げて行くといふ両方の面から考へまして、妥協性を持つていふこともあり得るわけでありまして、必ずしもそれが不当な集中のためにできないといふことはならないと考へております。

○小松議員 第十四條の九項についてお尋ねいたします。第九項は特に設けられた特例だと私は思ふのであります。が、かように慣行によつて今まで漁業権を有しておりました市町村または財政区であつて、特別の事情によりこれに免許することが妥協と認められたものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業権の免許の適格性をお認めになる。して見ます。かような事例は全国にまれだと思ひます。従つ

てこつていふ実情にある町村あるいは部落が、その適格性を有するものに対しては、優先順位の項におきまして協同組合が優先順位の第一であるとしたとしても、かような特殊の町村あるいは部落が優先第一の取扱ひを受けることが至当だと思ひますが、この点どういふぐあいにお考えになつておるか、お尋ねいたします。

○久保議員 慣行によつて専用漁業権を持つておられます市町村の問題でございまして、この規定によりまして、一應適格性がある。しかし優先順位の項で協同組合の方が優先してしまふではないか。それはごく特殊な例であるから、優先順位の項ではつきりこれを認めたらどうかというお話だと思ふのであります。これにつきましては、こつていふ慣行によつて市町村が持つておる場合が幾つあるわけでございまして、そういうところは、内部においていろいろ古い關係があり、漁村の構成が漁民とその他のものとあまり分化していない。村全体としてそういう漁業に従事するといつたようなところもあるわけでありまして、その内部においてこれが分化いたしまして、漁民として協同組合として権利を持つた方がよろしいといふふうになつてきたものに対しては、やはり協同組合が主体になつて免許を受けるべきではないかといふふうにお考えの村の内部で、従つてその問題は村の内部で、他の理由によつて協同組合が必要である。しかしこの關係においては村として権利を持ちたいといふ場合には、協同組合が申請しなければ村に行かぬわけでございます。村も持つておるわけでございます。その意味で適格性ある所は認

左箇所を最小限度に取上げていたのに、天然記念物保存法の方で取締つて行つてはどうか、それからおもむくに水族館滅防止法案ができてくれば、その方に替替するというところで、とりもえずできるのではないか、そこで水族館の保護はたして天然記念物保存法ではまり得るかという点につきましては、文部當局としたいを集めて研究をしていきたいと思います。

ざいます。やつてもさしつかえないようでございます。ただこれ以上は私の権限ではございませんから、かような道もあるということを経験に認識をしていただきまして、この水族館滅防止法案の審議をなさる参考としていただきたいのでございます。御答弁は当局でなければ委員長でかつこうでございます。

○石原委員長 たいいま千賀議員の御発言の趣旨はよくごもつともでありまして、われ／＼もその必要を感じて、何らかの処置を急遽にとりたいと承えておる次第であります。千賀議員の御趣旨のあるところを十分取入れて御処置したいと思ひます。

○お諮りします。昨日の議案その他の資料の關係につきまして、議事録の編纂部長に出席を求めましたところ、御出席になりました。なお水産廳の資料課長も御出席になりましたから、法案審議を一時中止して、この方の御審議を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 さよう決定いたしました。

それでは前日より問題の資料の件について審議したいと思ひます。

○興村議員 昨日から審議継続の二、四半期漁網チケットのメーカによる拒否問題について、私の調べました点を御報告して、なお御当局に御質問をいたしたいと思ひます。

その二、四半期のチケットがメーカによつて全面的に拒否されておるといふことの原因を調べてみますと、これは非常に奥深い事情がありまして、第三、四半期からは受注生産制をとる、

従つて根本的に制度がかわる。そこで二、四半期までの各メーカの保有額を二、四半期までのチケットによつて清算するといふやり方が案者に徹底されておらぬ。また通産省と水産廳との間に十分な連絡がとれておらぬ。そういう根本的な事情からこつてこつたことになつておるもので、この委員会ではほど慎重に、また徹底的に調べたいと思ひます。

○おきませんと、このチケット拒否の問題は、おそらく私は解決できぬだらうと思ふのであります。その原因と考へられますのは、まず一つは、通産省の漁業課と水産廳の漁網課とが事務の上においてあまり深い連絡がない。たとへば二、四半期の割当について、いまだに通産省と水産廳との間に連絡がない。しかもチケットと原綿との割当の關係において、水産廳の出したチケットの總元のほかに、通産省の漁業課だけで、たとへば新設の機械に対する保有とか何とかが、なほ名目のもろに、水産廳とは何ら關係なしに、通産省がとりはかりをして保有額を渡しているといふことが相当原因になつてゐる。従つて元をただせば、もと

とわれ／＼のきめた漁網の生産及び配給が水産廳一元で実現されておらぬからこつたものであります。これは今日論ずる時間ありませんので、次の機会にわれ／＼水産委員會としてあらためて取上げていただきたいと思ひます。

そこで今までの保有額を二、四半期までのチケットによつて清算することとが不徹底になつてゐるから、こつてこつたことになつてゐるのですが、私がお待ちいたしたいことは、五月であるか、七月であるか、とにかく現在の各

漁網メーカの保有額の現在値を調べてもらいたい。また今まで出されたチケットで未回収のもの、の数を知らせてもらいたい。そしてこの保有額と未回収のチケット——これは二、四半期のチケットも含みますが、そのチケットの枚数をにらみ合わせ、どういふ結果を生ずるか判断するのが第一点であります。この点については、どうもまだ漁業課の方でもその資料は用意できないのであります。それでこの審議が進められぬので困るわけでありまして、こゝでその数をどういふふうに出してくるか、あるいは一日なり二日なり延ばして出してもらうことにするか、一應この点をお尋ねいたします。

○佐藤議員 たいいま興村代議士から御質問のありました点についてお答えいたします。

二、四半期の切符の不渡りの点につきまして、水産廳と通産省が、私の方とよくお話でありましたが、私の方としては十分なる連絡をいたしておるつもりであります。昨今漁網の積出し事件が、一昨々年からの問題が今審議中で盛んに取上げられておるに、資料を全部持つて行かれております関係上、不本意ながら十分なる連絡がでなかつた点もあると思ひますので、その点はおわびをしたいと思ひます。

私の方としては、第二、四半期の切符が全面的に拒否されてゐるということとはちよつと承知いたしております。と申しますのは、御承知のように第三、四半期から受注制に移行します。これは農林省で発表される購入券を集めました量によつて、機械的に割当をして行くといふ行き方になるわけ

であります。従来の割当は、漁網業者が出荷を止めた数量に應じて、通産省の方から一方的にメーカに割当をいたしまして、漁網業者が券を持つてゐる所へ行つて、農林省の方から発表される購入券をもつて買ひ取つた、こゝにいふシステムで今まで来ておつたわけでありまして、二、四半期までの分を受注制に切りかへるということは事実問題として不可能であります。と申しますのは、たとへばAという業者は券がないのだ、しかしかなり注文が来ている。Bという業者は券は持つてゐるが、注文は来てないといふような事象もあつて、これを急遽に調整しようといふことにならざるを得ない。御命令を順順に出さなければならぬわけでありまして、結局こちらに持つておる券を取上げて、注文のある方へとつて渡すといふような措置を講じなければならぬ。これは非常に全般に混亂を來させるおそれがあります。

で、一應受注制を三、四半期にしきまして同時に、従来までの方策は、二、四半期までのものにつきましては、そのまま並行してやつて行つて、來年の三月一ぱいまでに、券を持つてゐる者は二、四半期以前の切符に充當して製品を出せ、こゝういふ措置をとつてゐるわけでありまして、そして來年の三月末日までに二、四半期以前の切符に充當して漁網を出さない業者に対しては、そのときに保有額を取上げて、こゝういふことを受注制の要領の中であつて、関係方面には通知をしておるわけでありまして、そして水産業者が二、四半期の購入券を持つて行つて、漁網業者の方が券を持つてゐるにもかかわらず、券がないといふ事例があります。

ば、これは水産廳と協力をいたしまして、できるだけその品物が渡るような措置を講じたいと思つております。興村さんからの御質問の点であります。二、四半期の割當をいたしたとき、五月末日現在における各メーカ別の保有額の数値はわかつておりますが、七月末日の数値は現在のところちまつとわかりかねます。と申しますのは、結局水産廳の方へ漁網の運入して來た数量がわかりましたれば、それで計算上は七月末の保有額の数値は出ますし、それから未回収チケットの量も出ますので、一兩日時間をいただいで、きようは金曜でありますから、來週の月曜日には持つて來たい、こゝ考へておりますから、その点御了承を願ひたいと思ひます。

○興村議員 それではその数字は來週持つて來ていただくことといたしまして、たいいまの御説明によりまして二、四半期のチケットをメーカが拒否するわけがない。またさういふ事實を網羅してはあつたまいが、こゝういふお言葉であります。これはもう昨日この水産委員會で問題になりましたので、私どもの興村からは電話で二、四チケット現物因難手配といふ電報、それでもつて水産廳に参りましたところ、水産廳ではいふ全面的にさういふ通知があり困つてゐる。こゝういふこととあります。幸い水産廳資料課長がこゝへ見えておられるから資料課長にその事実をお伺ひしたいと思ひます。

なほ昨日この水産委員會に全面から各業者が陳情に來ておりましたが、その各業者が口をそろえて、二、四半期

のチケットの現物困難を叫んでおります。その点水産廳の責任の方に御座ないいたします。

○石川議員 奥村議員から御質問の点でございしますが、まず先ほど御指摘の、業者に対する趣旨が不徹底だといふ点であります。これは今通商産業省の、綿業課長からお話がありました通り、先般徳川川並びに漁具糸用綿糸補助金実施要綱、こういうものができましたときに、私の方に連絡があると同時に、たしか六月二十九日と、もう一週間の日に全国のメーカーを集めて会議をやりました。昭和二十四年度の第二・四半期の割当の取扱問題についていろいろ協議をしておりますし、そのときにいろいろ起る問題を予想して、私からもいろいろ話をしておりましたので、まずメーカーに対する趣旨の徹底は十分やっております。なお漁業者に対する趣旨の徹底は、一應は全国の資料調査事務所を通じてかような問題を知らせると同時に、その後綿糸の割当問題で各地区のプロット会議をやりましたときにもいろいろ注意をして、末端の漁業者まで徹底するように話をしておりますので、まず私の方としては、大體関係者に徹底しておるのではないかと、いうように考えております。なお通商産業省との連絡十分の点は、現在農林省、通商産業省の二本建になつておる点で、いろいろ不便はありますが、おそらく現在の機構としては、私どもとしてはできるだけ緊密な連絡をとつておるつもりであります。

それからたゞいま御質問の第二・四半期の漁業者の注文に対してメーカーが拒否してゐるという問題であります。が、これは私どもとしては、当初からこういうことが起ることをある程度予想しておりました。それからまた現実の問題としては、非常に観念的な、一般的な話ばかりで、大分前から聞いている問題、但し遺憾ながら具体的に、具体的な事例を把握しておりませんので、具体的な手を打つことができなかったといふことであります。但し私どもとしてはそれについて全然手をこまねいておるわけではありませんが、これについてはまず第一に二應緊急にとりたいと思つております。した場合は、メーカーに対する現実の綿糸の割当の状況、それから還元して來ました切符、その整理、現在理論的にはどれだけの数値の原料をメーカーが手持ちしておるか、こういう数字をできるだけすみやかに調べて、これを印刷物か何かにして、全国の漁業者に見えるだけ早く配付したい。これは場合によれば新聞紙上を通じて知らせますし、また場合によれば資料調査事務所を通じて、かかる末端の漁業者に知らせる。こういうような措置を講じて、漁業者が大体どこどのメーカーに原料が余つてゐるというところをなるべく知らしたい、こういうふうに実は考えしてゐるわけでありまして、ただそういう原料があるが、一應理論的にはこれだけの注文が來てゐるから、もう注文を受けられないと言つて断るメーカーもあるかも知れませんが、しかしながら現在のところでは、各メーカーが一應現在の手持ちの数量の範囲内しか注文がとれぬという建前になつておりますので、場合によつて口実を與えますから、その一つの反駁といひます。

か、需要者側に有利な資料として、一應今のよう現在におけるメーカー別の原料の保有数量を裏にして配るならば、ある程度までその点は解決できるのじやないかといふので、実は急いでやつてゐるわけですが、ただそれが非常にむづかしい点は、漁船の場合はいのちです。漁具糸とそれから漁船の原料にするより糸との関係が非常にむづかしくなりまして、私どもの方では、何かより糸関係がわからぬといふので、実は通商産業省の担当官といひ、御連絡してゐるのであります。が、今綿業課長の言われました通り、やはり通商産業省の方にも手もとに資料がないといふような関係だつたと思ひます。実は私連絡がうまく行きませんが、いまだにその表ができておりません。ただにその表ができておれば、きつただけ早くつくりまして全国に配付したい。大體漁船と漁具糸については、來年の三月末までに全部これを整理するといふように目標を立てておりますので、できれば毎月現在のおそれる表をつくつてはその都度全国に配付したらどうか、このように考えております。

○農林委員 なるべくお座なりの御答弁は助けてもらいたいと思ひます。私は荒れたことは言いたくないが、一應綿糸のことは調べておるのです。誠意のある御答弁を要求します。水産廳の方に商工省の綿業課の方から第二・四半期の割当が來ておるということを知りました。が、商工省の綿業課の方で第一・四半期までできてゐる割当が第二・四半期はまだできておらぬ、水産廳の方に付ておらぬ、大まかな数字は行つておるかも知れぬが具体的な数字は行つておらぬ。それをあなたに來ておるといふようなことを御答弁になつてゐるが、ほんとうに來ておるなら持つてきて見せてもらいたい。

○石川議員 私は今第二・四半期の割当が來てゐるとは申し上げません。私が今言ひましたのは、今の受注割当割の要領の連絡については少くともできるだけの連絡をつたつたといふことを申し上げたので、今の二・四半期の資料は私ども受け取つておりません。

○農林委員 二・四の割当はすでに七月に行われておる。もう九月も十日近くになつていまだに綿業課から水産廳の方に連絡がない。その数字が行つておらぬ。特に商工省の綿業課の割当なるものは、水産廳の出したチケットの数値に照して割当するものである。その割当の数値及び基礎数字が行つておらぬといふことがあつたか。第二番目にこゝろに綿糸の横流れとか、あるいは不法割当とか、これが割当の一番日本國中の問題になつて、疑念の的になつてゐる。そういう重大な仕事をやつておられる綿業課におかれても、私は荒れたことを申し上げるのはいやだが、幾分ながら言わざるを得ない。第二・四半期の割当の根拠になる数字の表を、行つても見せていただけない。あるいは農林廳へ行つておつた。それら口実でしよう。なぜ言ふさ。またそれを水産廳にも連絡しておらぬ。また見せていただいた印刷した数字が、すでに大きな誤りを生じてゐる。割当ててもらつて一箇月も二箇月にもなつたその書類が、私が計算して初めてその間違いが現れて來てゐる。そんなことで國民が納得できるか。これらのことについては、まだかじんの数字が月曜日にならなければ御報告がしてもらえないといふことであるから、それまでに十分用意をされたい。

私のお尋ねしたいことは、水産廳とは別に、綿業課の方で、メーカーに対してそれと、適當にやつておられると、その保有綿の總數、これは少くとも水産廳に御相談あつてやるべきであるのに、水産廳にも相談がない。われわれが見ても理解のいかぬ保有綿の割当のやり方がある。しかしこれは見解の相違でありまして、ここで保有綿を計算せられる以上は、一應二・四半期までのチケットにおいて、それを計算すると言はれるのであるから、その保有綿の總數と、チケットの總數と、それを対象としてどういふ数字が出るか、これをまずお伺ひしておきたいと思ひます。しかしてこれは來週の月曜日にお伺ひいたします。

第二番目としてかなりわさされておりますことは、そのメーカーに與えられてゐるところの保有綿が、すでに今日までに相當量横流しされておるといふことを各地で承つておられます。そういうことのないように私は望んでおりますが、もしあるとするならば……もう一つは農林廳にひんびんとかかつてゐるといふことで、そういう数字が相當大に上つてゐるとするならば、つまり原料とチケットのさやなるものは一体どうなるか。それを解決せずして、二・四は保有綿で解決するといふことを官廳でうたわねば、事実上全国の漁業者がチケットを現物化することは、おそらくできぬであらうと

思う。その点についていかなる御処置をとるかお伺いいたします。

○佐藤議員 ただいまの御質問の、当時の商工省であります、かつてな例をやつておられるというふうな御発言がありましたが、現在の例の仕方は、受注制に切りかわる前は、一應リ例をやつておられるわけでありまして、例の仕方をやつておられる水産廳から発券せられる購入券が頒布されて来た数量に按分して例當でおるのであります。これは業者を全部寄せました正式の御集會にかけて、基準を決定して、あとは機械的に数字をはじいておるのであります。決してかつての氣まぐれにやつておられるわけではございません。保有券につきまして適當にやつておるのじやないか、こういうふうなお話がありました。われ／＼の方としては、もう、漁業業者が逐次機械の増設の許可を受けて、設備が地方の通商局によつて確認されて動き出すという状態になりました。いわゆる新規業者であります。これに對しましては、いわゆる環境ターボというものはありません。新規業者に對しては別途當分の必要がありますので、これは當分の森林省が発券せられる購入券を集めてきた数量、能力の四割を限度として例當をすることになっております。この分につきましては、今度の受注制と同じように切符を集めてきたものの切符を確保して、能力の四割を例當として例當でおるのであります。決してつかみ出し配給をやつておるというふうなことはありません。その点御了承願ひたいと思ひます。

○奥村議員 ただいまの御答弁がございしましたが、それについては具体的に例をあげてお尋ねをいたしました。ここで御質問しても何にもならぬと思ひます。しかし私の次にお尋ねした問題、すなわち頒布し、それから盗難によつて保有券がなくなつた、そういう關係上、数字上の保有券と、工場、農家の現物と合わない点が生じて来る。従つてそれによるチケットのらみ合せがつかない、それによつてチケットが不渡りになる。これに對する対策をお尋ねした。御答弁がありました。

○佐藤議員 ただいまの盗難と頒布の問題であります。頒布の方はこれはまあわれ／＼の方としては、ちよつとつかみにくいのであります。おそれる業者が米を頒布した場合に、水産業者が持つておる何と言いますか、購入券自身をやみ買ひをするというふうな形でつじつまを合せておるのじやないかと考へるので、その点はわれ／＼の方としては全然つかみ得ない状態にあります。盗難品につきましては、次第において水産廳の方との連絡で購入券の発行を、それだけのものをセーブするとかいふようなことで調整をいたしております。

○奥村議員 私の質問はいずれ資料を明細に調べた上、來週の日曜日にいたしたいと思ひます。

○石川議員 委員長よりこの場合に発言します。この問題は、昨日閣議で明員より、メーカより品が出にくいというのを言明されたのであります。そのためにメーカの名義を提出するように委員長より申し出ておいたのであります。なおその結果本日佐藤委員長の御出席を求め、また水産廳の村長長の御出席を求め、今まで奥村君

との質疑應答を聞きますと、少しも明瞭にならぬのであります。まず、盗難に入らぬような感があるものであります。現に頒布のために問題が起つておるといふようなことも公知の事実であります。従つてこういうことであらば、われ／＼は特にこの米、絹糸に對する調査委員会を設けるか、あるいは國會の考査委員会の手に移して調査をせなければならぬという事態に思ひます。どうかそういうことに立ち至らないように、この際あるいは秘密會でもよろしいし、いかなる方式でもよろしいから、明瞭になるようにひとつ腹を割つて御説明あらんことを切に希望いたします。それが徹底しない場合には、あるいはただいま申すような、特殊の調査委員会等の発動を求めなければならぬと考へるのであります。

○川村議員 奥村君の質問に對してお答えされたことは、大体ただいま委員長が言われた通り、漠としてわからぬ点がありました。ただ一点だけお伺いしたいことは、第二、四半期の絹糸のチケット例當に關する現物化ができていないことには、幾多理由がありましよう。いわゆるメーカの能力が上らないということも原因でしやう。それからもう一つそれよりも大きな問題は補給金が近頃停止されるならば値上りをする。この機会に多大の利益を獲得しようという、殊にひそんでおるところのいわゆる暴利本位の考へ方から出さないといふ点もかなりあると私は考へております。

○委員退席 玉置委員長代理府

そこでその問題は、今後あなた方に

おいてお尋ねするといふお答えでありましたが、ぜひとも察し、さらに原則があるならば、最大の罰則を違反した者には科して、どうしても実行させるようにお願いする次第であります。それはこれからのであります。昨年の絹糸の他の絹糸の配給規則は、大體通商省、かつての商工省から事前に原料の例當があつて、業者、すなわち漁業者はチケットを持つて行つて、その現物化というふうな規則になつておつたように記憶しております。そこで例を申し上げますが、私は昨年チケットを持つて注文をしたところが、これを引受けたが、だん／＼納める期間が延び／＼になつて、ついにちよつと値上りによつつかつてしまつた。もちろんあの当時の規則から行くと、その値上りによる利益は國庫に納めなければならぬという規則に多分なつておつたように考へますが、そのことがもし実行ができておらない、買いかへればチケットを持つて行つて引受けた。原綿もあつた。だが値上りを見込んでその納期に納めなかつたため、そのチケットを持つて行つた漁業者に高く渡した。これをもしその値額だけのものを國庫に納めておらぬ、こゝろしたような場合にはどういふ処置をあなた方はおとりになられるか、過去であるからそれはかまわないんだといふ考へであるか、嚴重に罰べて、その考へたならば、漁業者にその價格の差だけとせざるか、もしくは國庫に納付させる方法をとるか、いずれをとりますか御答弁を願ひたいのであります。

○佐藤議員 ただいまの御質問に對しましては、一應盜金の処理規則が現在もまだ生きております。メーカで賣場をして、値上り後高い値段で賣つたといふような場合に、その段では、當然そういう事例があれば物價廳の方が盜金を徴収するといふ形になつて、漁業者の方へ拂ひ戻すといふ形にはならぬと思ひます。具体的な事例をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川村議員 それでは近頃私が持ちまして、その証書書類を全部提示しますから、あなたの方で調べたところから、さらにこれをもう一歩進めて調査に調べさせるか、あるいは検査に調べさせるか、いずれかをとらなければならぬと思ひますが、私は決して刑法に照れるようなことをやらせたくないで、できるだけ通商省でお調べを願つて、適當な方法を講じたいと思つております。そのときはその方法をとられんことを希望いたします。

○奥村議員 絹糸業者に對する絹糸なんかの資料の例當は、水産廳でやつておられますか通商省でやつておりますか、まずそれからお伺ひしてみたいと思ひます。

○石川議員 それは通商省の主管であります。私の方は漁業者の關係についてです。

○奥村議員 それでは通商省の絹糸業者の方にお伺ひいたします。先ほど絹糸の例當は、還元して来たチケットによつて機械的にやつておると申されたが、還元して来るチケットは前半期に發行されたものでしたか、それともどういふ性質のものでしたか。

るだけ早く割当をする間近かの時期をとりたのでありますが、相当下の方が遅流して来るために長く時間がかりますので、最も近い、たとえばこの七・九期の割当をするときに、五月まで以下から遅流して来た「リボン」に接分して割当てる、こういう形になつております。

○割当委員 今のような遅元して来た「リボン」によつて割当てて行くという制度は、いつからお始めになりましたか。二十二年の四月ですか。

○佐藤委員 二十二年の三・四半期かと思ひます。その当時補給課長でなかつたもので、それからこゝでしつか

○割当委員 最近の編割業者に対する補給の割当を見ますと、出荷した「リボン」でか証明書ですか、それに対する割当よりも、ずっと以前の二十二年のこの割当の方が、非常に数量が多いという事実が業者によつてあります。それはその通りですか。

○佐藤委員 ちよつと御質問の趣旨がわかりかねたのですが、いつも同じ期間、リボンの遅流をとつてゐるのではありませんか。たとえば第一・四半期の四月から六月までの割当をするときには、あるいは今年の三月以前

の半年をとるか、あるいは今年度の七・九期になると一月から五月をとるか、今度の割当の対象にする出荷量というものは、従来かわつて来るわけでありませう。

○割当委員 割当制度を始めてから、そしてこの割当をこれだけごそとへ出した、出したと言つてその実績に應じて資料をもちろつというふうにリソ

ンクして行けば、それは出荷に行くところ

の

思ふのです。ところが最近における割当の減を見ますと、そういうリソケットによつて割当てたものだけでなく、ずつと以前の昭和二十二年の三月だつた四月だつたか知りませんが、あの割当制度が始まる以前において出された割当証明書が何か、二年も三年もたつた今ごろ持つて来て、それによつて割当をもちつてゐる、こういう事実があります。

○佐藤委員 今の割当間に対しては、農林省の水産課の発券せられる資料の購入券、結局漁網を買つてい

という切符であります。これには、おそろく有効期限が現在まではなかつたのであります。相当前に出された切符も、現在いわゆる法律的には有効でありまして、それに見合つてその切符をとつて品物を出したのだというこ

とは、これはちつともさしさわりがな

いわけでありませう。

○石川委員 通商産業省のやり方は、今の切符の還元数量の数字の押え

方は、私の方に「リボン」からちよつと来る切符を全部集計して、通商産業省の方に知らせるわけですか。それから今の切符は漁業資料配給規則ができてから後の話だと思ひますが、その前

は、ないのじやないかと思ふのです。

○割当委員 とにかくずつと以前の切符を今ごろ持つて来て、それに対して六千「リボン」とか八千「リボン」とい

うなことで、きつめて不明である。最近における全額にわたる漁網の積流しということは、やつてゐる業者も悪いし、責任があるといふことは明白だと思ふ。これは過去の事実ですが、今度の場合にしても、十月から今度は受注

生産額になる。そのことだけだつたら手持ちの補給が今般あるかというふうなことを、奥村君の言うように明言しておけば、それは後になつてもいい。リソケットが、あつた場合には、徹底的に追究して行くことができる。その資料にもなりますけれども、これはき

のうも言つたことですが、業者自身にしてみれば、近く補給金も打切られて値上りになるだらうという点を見越して、あつても出さないとか、あるいはほかにやみ流しをしてリソケットが現物化されない。こういうことになつてお

ると思ふのです。こういう点について、役所はもつと漁民に親切な、そ

うして品物の現実に渡るように、不正ができないように、十分監視監督する義務があると思ふ。それをあべこべに、何か私が外から見ればおれ、むしろ

グルになつてやつておるといふ形跡さえ見えて、はなはだ遺憾であります。

この点については、もしもこういう事態が今後続けば、先ほど委員が申されたように、閣会の考査委員会

か、あるいは特別の小委員会をつくつて徹底的に洗つて行く必要があると思ふ。まだいろいろの点もありませうけれども、あまり公開の場で暴露すること

もあれば、控えておきます。今後においてこの資料の点や何かにつ

いて、もつと明らかに、しかも業者に渡すべきものを徹底的に渡すということ、行政官廳として、監督官廳として、監督を怠つておく次第であります。

○玉置委員 貴代理、この場合皆さんにお許りいたします。先ほど来の質疑に答へ終つた見えて、委員長からもお話がありました。いまだ明確な期し得ないうらみがありますので、委員側においても正確な資料を求め、さらに関係当局からもはつきりした説明のできる資料をもつて、あらためて質疑を交わすということにして、今日はこの程度に打ち切ることにして、いかがですか。

○佐藤委員 貴代理、それではそのように決定いたします。

○小高委員 漁業法案第三十七條の項

目について、当局の意見をただしたいと思つております。常務が法律を生

み、また常務と社会通念の備わらないところの法律というものは、股案速からず取り去られるという一つの信念をもつて私どもは臨んでゐるのであり

ます。その趣向からいいますと、三十七條において「免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる」と明記して

ございます。おそらく旧法においてもかような字句があるのではなからうかと思はれるのであります。そこで先ほども川村委員から一つの意見として強

力に発言されたのであります。今までの議論中何が問題であるかと言

えば、実に免許料、許可料の問題であると思ふのであります。何ゆゑに免許料、許可料をとるのだ、農地の場合と比べてあまりにもひどすぎるのではな

いか。ことに私も前の閣会轉頭において、料理店、飲食店、あるいは旅館等に許可、免許を與えて、一本免許料、許可料をとつてゐるか、漁業者のみ自前というやり方があるかという意見を

出したのでありますが、この免許料、許可料という問題に關連してかような案がある以上、これは旧法においてもこのやうものがやはりある以上、何ゆゑに現在の遊休漁業権を整理しないか。先ほどもこれに対して問題と相なつたのでありますが、遊休漁業にはいろいろのかつこのものがある。許可を受けてから一回も獲らないで、現在漁業権として登録しておるものもあるし、またこの場所に使われないけれども、他の者に許可申請をされて許可になつてしまふと、じやまになるからといふやうな、防衛的、予防的な漁業権の申請らしく思われるやうなかつこのものも全国には多々見受けられるのであります。かようにほんとうに行わずして、当然生じた漁業権が、事情やむを得ず網を張らないといふならば、一應定置漁業の場合ならば認めるとしても、あらゆる角度から検討して、防衛的、あるいは予防的な漁業権が何ら取消しも食わず、整理もされないといふやうな方が一体あるかといふことを、常盤あるいは社会通念に準拠いたしまして、私は議論いたしましたのであります。この遊休あるいは適当ならざるところの漁業権が整理されましたらば、おそらく三百一億余万円の数字予定をもつて目されておるところのこの補償料、免許料の徴収、これらは大體に削減されるのではあるまいか。また当然削減されるのであります。すなはち三分七厘が、昨日も以東廣びきにおいて、おそらく三分七厘は一億あたり五十五万円に當るであらうといふ御意見が出口委員からありました。これの莫大な負担といふものが軽減なる。われ／＼はこの法案を審議

するにあつて、何を中心としておるか、眞の増産であり民主化である。また漁業者の福利が伴わなければならぬ。しかるにこれらの矛盾を片づけずして、新しい法を施行したとして、それは殺雞取卵からず、必ず何らかの形においてこの不備を根本的に是正されるべきであるのではなからうか。かような意味において、当局はこの三十七條にうたつてある規則を施行せんとするならば、必ずそれに關連して、今までの遊休漁業権を整理しなければいかんぞといふ問題が、まず起ると私は思いますが、これらに対してさうなことは起きないとか、あるいはまたさういふことで断じてさしつかえないといふのであるか。それらの点を明確にお答えを願ひたいのであります。

○久保義明 ただいまの小高委員の御質問でございますが、おつしやる趣旨はまつたくその通りであらうと思つてございまして、一昨日来私のいたした説明の中で、免許料と關連いたしました説明が足りないで、誤解を生じておると思ひますので、もう一回その点を説明させていただきますと思ひます。御承知の通り休業の内容につきましては、川村委員から御指摘のありましたやうな、もらつてからまだ全然やらないといふやうなものは当然補償すべき性質のものではないと思つてあります。ただ休業の事由につきましては、ただいまお話の出したやうな、ある側の経営を守るためにその前に立てるといふやうなこともあるわけでありまして、又資料の關係その他いろいろあると思ひます。その中には制度そのものの欠陥によつて起つてい

もの、たとへば前網後網の關係などは、さうだと思ひますが、これなどもあるわけでありまして、これをいかに考えるべきかといふことにつきましては、相當議論があると思つてあります。これを一律に何年間休業をしていゝものについては何割引きにする、あるいは何年間は全然しないといつたやうなきめ方をいたしますと、相當画一的になるのではないかと、さうしてこれによつて影響を受けまゝのは、免許料の關係で新しい漁業者、それからまたその漁業権を持つていた方に対する補償といふ面からみなければならぬと思つたのであります。これは漁業者が御自身でこの問題について最も妥當な点を考へていただくことが必要であらうと思つたのであります。そこで補償の關係から申しますと、これは補償するかどうかによつて免許料に響いて来るわけでありまして、かりに例をとつてみまして、今のやうに初めから全然やらない漁業権、こういうものにつきましては、補償すべきかといふ点につきましては、當然補償はいらないと思つてあります。つまりそれによつて何ら損害が生じないと思はれます。さういふやうな基準を具體的に、さういふ場合にはこの程度にするといふことで、その補償の標準額の範圍内において補償委員会が決定することが出来るわけでありまして、ここはたび／＼御説明いたしましたやうに、中央審議会にお諮りいたしました。非常にこまかい具體的な規定をする必要があると思つてあります。それを法律によつて画一的にきめてしまふといふことは、実情に即さないと思ひましてさういふ措置をとつた

のであります。その結果おそろくくだいまいやうに、初めから全然やらな漁業権といふやうな休業のもの、まつたくゼロに近い、あるいはゼロといふ評價になる場合もございまして、さうしたまゝ／＼整理する時期に漁況が盛んで休んでゐるのだ。ところがこの漁業権そのものは客観的な價值がある。しかもそれを物種として今までは規定してゐるわけでございますし、財産権でございますので、これは憲法の關係から申しましても補償する必要がある。むしろそれが新しい漁業者への負担であります。これはともに漁民に利害關係に直接關連性があると思ひますので、これを一方的に、しかも画一的に、この中で休業の事由を規定しなかつたわけでありまして、なおさういふやうな中で特に始めからやつてない漁業権といふのがわかるのだから、特に取消すべきものがわかるにやないかといふ御意見もあると思つたのであります。現在におきましては、この制度切りかへを考へて臨時措置法によつて減額を出しておりますので、その漁業権を取消し、取消さないによつて漁場の漁業には一應關係がないわけでありまして、では問題は最後に補償の額にどの程度に組み入れられるかといふ問題でございますが、この点につきましては、休業の事由によつて、度々経営その他について御議論がある漁民の方々の御意見によつて、いかにこれを評價するか。つまりこれをあまり低く評價した場合、一般の漁民の方々から考へても不當であるといふやうな問題も出て来ると思ひますので、免許料と關係では、休業のものはすべて補償

にはならないといふことでなくて、ある補償すべき事由の休業について、その額が加算されるでありまして、その結果そのために休業であつても補償があつて、そのために免許料の額に多少ふえる場合もあらうと、さうお答えしたわけでありまして、決して休業の事由のいかんを問はずに補償して、免許料の方をふやして行くといふ考へは毛頭ないのをごさいます。この点御了解願ひたいと思つたのでございまして、○小高委員 ただいま久保委員の御答弁によりますと漁業者の意見によつて適當にきめられるであらうとか、あるいはまた中央の漁業審議会において細部を決定するであらうとかいふのであります。さうなことであればさういふと私も了承したいがたいのでございまして。

（玉置委員長代理退席、委員長登壇）

なぜならば、これらの漁業権を賣上げる額がどの程度に相なるかといふことになりまして、おおよそ百七十億と云ふ額が、ある程度これら一つの数字としてみた数字であらうかといふことを考へますときに、おそらくこれは基礎觀念として、これらのものが全然白紙的にゼロに見られておつたのではあるまいか。さういふことを考へる。本法の審議にあつては最大の問題でありまして免許料、許可料がただちに漁業権買上げとの数字に關連性がある。ゆゑに私も、これに対して基礎觀念をいたしまして大いなる疑念を抱いておるのであります。これについてはさらに私どもただいま一つの数字

によつて調査をしておりますので、と
きをあらためてまた質問いたしたいと
思ふのであります。一應基礎的な問題
について豫め意見を表明しておきま
す。

○委員 私は漁業の費用及び補
償費を問題として、たゞいまの
小高委員のお話のあるように、この問
題は非常的の外れじやないかという考
えを持つのであるが、益が少し横道に
入りますが、立案者においては漁業の
実態をはたして認識されてこの法案を
つくられたかどうか。まず現在のあら
ゆる物價に対する統制経済の面から行
く今までの政府のやり方が、一例をあ
げて申すならば、私はここに資料を持
つてゐるのであるが、一つのビタミ
ンの魚油に対しても、一万単位のもの
が生産者が三万三千二百六十円のも
のが、集荷機関が三万四千九百二円に
つて販賣する。それから公團が三万九
千七百六十二円でもつてこれを販賣す
る。ただいたずらに中間にある業者の
みの利益を、どのような計算によつて
計算されたか。しかも貿易業者の販
賣がその三倍に相当する九万七千二百
円という額になつてゐる。しかしそ
れが生産者へ還元されるのがほんとう
であるのに、生産者にはほとんど還元
されてゐないやうな状態である。また
先ほどからいふやうに論議されて
いる諸問題、漁業の問題であらう
が、またマニロープの問題であらう
が、マニロープにおいてははつき
りと二割の過剰があるのである。しか
もその過剰に対して販賣業者の口銭は
一割二分あるのである。その販賣業者
というものは、メーカー自体が自分の
会社と同じ系統の会社をもつて販賣

社をつくつてゐる。しからばここに
いて工賃以外に二割と一割二分であ
つて、三割二分というものがメーカー
において所得されてゐる状態である。た
だ税金を免れんがために二つの会社に
分けてゐる。こういう状態が今までの社
会主義経済によつて実行されたのであ
る。現に日本の経済の災難はありとあ
らゆる物價が、生産者の供出する金額
と消費者が買ふべき金額との差がはな
はだしいものであつて、倍以上になつ
てゐるものもある。かような社会主義
経済の観念から、かゝるこの漁業法が
制定されて漁業者は五分の費用を政
府に出さなければならぬとしたらば、
また底びき業者が三割三分七厘を
政府に出さなければならぬとしたらば、
どのような漁業の災難が起き得る
や、どういふことを考えなければなら
ぬ。自由経済のときであつても、一切の
商賣をして利益が二割あつて、税を納
め生活を行つて行くのが自由経済のほ
んとうの姿である。しかるに現在の社
会主義経済から言つたならば、二割ど
ころか、官儀にこびればどのやうなこ
とでもしてごまかしもきくし、どのや
うな行動もでき得るやうな今日の社会
主義経済があなたの方の手によつてど
う上つたのである。しかして漁業の災
難を知らざるもの考えたことが、現に
漁業者に対しては五分の費用を出さ
なければならぬとしたならば、一年に
かりに五百万円水揚げされる漁業者
は、その経費はおそらく今日の物價高
から言つたならば、五百万円を決して
くだるものじやないかというのが今日
の北海道の漁業の災難である。地方
私はよくわかりませんが、さういふ
点において税よりも重い負担金を納め

なければならぬというののがこの法に
盛り込まれてゐる状態の姿である。これに
対する現在の政府の機構は、資本主義
経済によつて日本の経済を直さんと
はかつてゐる今日において、この問題
をいふ一顧あなたの方の手によつて考
えあるべきがほんとうでなからうか。
私はかゝるに考えらるものであつて、御
意見を伺いたいと存じます。

○委員 免許可、許可料の負担が
非常に重なりはしないかという問題
と、もう一つはこの問題と関連いたし
まして、これは御説によりまして、資
本主義経済と違ふのではないかと、
意味の御質問だと思ふのであります。
その点につきましては、もちろん今の
経済社会は資本主義社会でございま
すし、その内部における制度改革の問題
でございまして、明確に境界のあるこ
とと思ふのであります。そこで現在の
免許料の問題がこれとどういふ関連性
を持つかという点につきましては、
現在の漁業法の実施部面を見ました場
合に、そこに貸貸料というものがあ
ります。これは一つの資本を動か
して網の経費をして行きます場合には、
当然そこに一定の利潤が得られま
す。その上にこの貸貸料を拂ふこと
なるわけでありまして、これは漁場の
劣により経済的にきまつて来るわけ
でございまして、つまり非常にいい漁場
と悪い漁場におきましては、これは私が
御説明するまでもなく、一定の経費に
よつて得られる利益が違ふもので、
その一部が漁業者者に帰属するという
形をとつてゐるわけでありまして、た
だその額がどの程度になつてゐるかとい
う点につきましては、平均いたしまし

て大体水揚げの六割位になつてお
るやうという数字が出ておりますし、
また財務当局あたりで、財産税を計算
いたしました場合においても、さうい
つたやうな全額数字を基礎にいたして
おるわけでございます。これは現実
に経済社会の中で行われてゐること
でございます。ところで今度の漁業法の切
りかえにあたりまして、漁業を免許
して行きます場合には、もしそのま
まに免許いたしました場合には、いい漁場
に行つた者については、いい漁場
に行つた者よりも、同じ経費でそこ
に非
常な利益が出て来るわけでありま
す。しかもその免許という行政行為の結果
そこに出て来るわけでございます。
で、これをそのままにいたしました場
合には、そこに不公平が生じて来るわ
けでございます。従いましてこれは決
して制度の変更ではなしに、現在の貸
貸料によつて行われてゐるものが、そ
のまま、いわゆる不在漁業者と申し
ますか、権利だけを持つて貸し付ける
ということを認めておりませんので、
授權の基礎は固くなるわけございま
す。そこで網がさういふやうな免許行
爲というものの結果生じて参りました
差益をとりまして、それをものと一
般的に使つて行くというところが問題
なるわけでございます。またさうい
うな漁場の切りかえをいたしますこと
によつて補償があるわけでございます
が、さういふ補償の財源は当然その切
りかえによつて生じた漁場の利益に均
等するものからとるといふことになる
わけでございます。その場合の免許
料の振り割り方といたしまして、同
じ定額漁業者の中でも網の優劣によ
り、そこに差等が設けられるのは当然

であらうと思ふのであります。ただこ
の中に行政費が入つて来るという問
題につきましては、これは別途にお答
えしなければならぬ問題だと思ひま
すし、もう一つは水揚げに対して何パー
セントというところ、御説のようにい
ろいろ資材その他の問題、それから魚
價の問題、特に漁業経済全体が、國の
いろ／＼な施策の中で非常に弱い位置
にあるというために、経営そのものが
非常に不安定になり易いとしてそのま
まであつても、具体的にはもつと重
い負担になる結果になるわけでありま
す。もしさういふ制度を実施すること
になれば、われ／＼としては漁業経済
の安定という点に對して、資金、資
材その他の面につきまして、改正の大
きな基礎をいたしまして、これを強力
に進めて行かなければならぬ、こう考
えておるわけでございます。

○委員 私は北海道の例をもつて
申し上げてみたいと存じます。北海道
における農地改革の問題は、開拓者が、
内地の状態と違つて、ありとあらゆる
あふ餘に食われぬのすむあふ餘の北海
道野において開拓をしたそのりつばな
土地が、今日農地改革の線によつて改
革された。その意味から言つて、この漁
業法の改正は、これはあふ餘の努力、あ
の行動に対して考へてみるべきにおい
ては、むしろ私はやさしいことだと考へ
ております。だがあの北海道におけ
る農地改革の線においての今日の農地
が、やがて北海道においていつ／＼出
て来ている。農地改革反対の聲として、
偉大な力をもつて現在進んでゐるので
あります。これは民主化ではない。むしろ
ある人々の努力を何ら考慮すること
なくして、北海道の農地改革を行つた

りました場合で考えます。第一、それとして支拂つたものを——もちろんそれより輕くなるわけですが、そのいうものゝ免許料として年々支拂うという形になるわけがあります。もう一点、輕減する必要があるじやないかという点については、かりに負担がそれによつて増さないまでも、これを輕くした方がもちろんよいわけでありす。しかしそれは同時に補償との關係があつて、輕くできるのには限度があるだらう、もちろん行政費の点につきましては、前申し上げたようなことであらして、これはいろいろ問題がございしますが、一應補償との關係においては、これが輕減し得る限度であらう、むしろあとと漁業内部で負うところ、むしろどういふふうになつていただくかという問題ではないかと申すのであります。それは第二の問題と関連いたすわけでございまして、補償金額との見合いの問題でございます。これは農地の場合で申しますと、その農地そのものを賣上げます、これを賣り渡すのでありますからこれはただちにバランスがそのまゝれていいのであります。しかしながら漁業の場合には、實際的に見ますとある網はほとんど同じような場合であるでありまして、消滅しあるいは漁業網とそうでない新しい漁業網と間に直接的には関連性がない。同一ではないというのが全部がそうです。これは形式的には全部がそうであるわけでありす。そこで直接一件件を結び合せるわけには行かないのがあります。ただある地区につきまして、その設置の關係のものを定めて、

三一

迫つて行くということが考えられるわけがあります。ですから一題の計算の考え方からいたしましては、そういうふうにある地区を単位にアールして、

○石原委員長 第二章は御質問はあり
ませんか。

「賢問なし」と呼ぶ者あり

○石原委員長 第二章は質疑を終了したものと認めまして、第三章に移ります。三章全部を一括して誠に付します。

○田口委員 第三章を通じて、
一、二の点につきましてお伺いいた
たいと思つたのでございます。この第五
十六條の二号、このうちに「不当な第
中に至る處がある場合」これは定置の
場合その他にもあるのでございませう
が、定置その他の場合におきましては、
非常に複雑なる事情にありますから、
ある程度の基準というものを設定する
ことが非常にむずかしい、そういうよ
うな意味におきまして、主として社会
通念という点について、調整委員会
の方に判断をさせておる意向のように承
知をしておるのでございますが、この
指定遊玩遊業の場合におきましては、
非常に事情が簡単である、こういうよ
うな意味からいたしまして、もう少し
定置の場合よりもこの「不当な集中に
至る處がある場合」この意味のある程
度基準を示されるのじやないか、こう
いうことを考えるのでございますが、
この点につきましていかがでございま
しょうか。

第二に、この「不当な集中に至る原因がある場合」これは生産力に立脚をして、全体の生産力の何パーセントをあてる人が集中をする、こういうような考へ方によるものであると思ひます。あるいは人によつて甲はこの程度でいい、乙は人によつて甲はこの程度でいい、しかし乙はいけない。人によつてそこに階級を考えられるものであつて、さういふ考へ方によつておこつてゐると思ひます。

の意味でございませう。これはお説の通り、漁業権の場合には各海区によつていろ／＼違ひますので、それを形式的にきめるわけにいかぬということなのでありますが、この場合には、お説の通り漁業種類が限定してあります。これの内容につきましてはきめることが可能であらうと思つてございませう。ただそれをきめて行きます場合に、考え方といたしましては、結局今の第二点の御質問と関連いたしますが、持つ人によつてかえて行くということではないと思つてあります。その漁業種類の資源と、それを実際にやつておる方とのパランスというものを見て、相対的な意味の集中ということにならうかと思つてあります。それでその場合に、具体的に何漁業では幾らということが實際問題としてきめられる段階が来ると思つてありますが、それを今ここで法案中に何隻というふうに書いて行くことは妥当ではないのじやないか、むしろ漁業関係のものは、特に中央審議会でいろ／＼関連いたしましたので、その専門委員の間でも十分御検討附つた上で、そういふような基準といたのではなないかというふうに考へられるわけであります。またさらにこの指定漁洋漁業の規定そのものが特殊な関係で入つて来ておるもので、そこに許可隻数をいかにきめるかというように問題が、國際漁場との関係において非常にむずかしい問題があるわけでありますして、私どももいたしましては、今ただちにここで何隻というところまできめてしまふのを避けたわけでございます。

○田口委員　それではたゞいまの問題

は、今は基準を定めていない。その原案がない。しかしいよいよ実行の場合におきましては調整委員会に諮つて基準をきめるのだ。こういうふうに承知してよろじやうございますか。

○久樂説明員 この法文の上に委員会できめるとは書いてないのでございまして、そういふような大事な基準につきましては、中央漁業調整審議会の性格から見まして、当然主務大臣としてはその諮問して商めて行くということとであらうと思つてあります。

○田口委員 ただいまは何もありませんですか。原案にお考えになつておる点は……

○久樂説明員 これについてはただいまはございません。

○田口委員 それでは第二の問題として、第五十八條の四項の「許可又は起業の認可をしなければならぬ者を二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の許可をすべき数を割り当ててくじびきを行い」とありますが、このくじ引きに至るまでの経過を一應お伺いしたいと思ひます。いろいろ方法をここで御研究になつたと思つておりますが、やむを得ずくじ引きといたところに落ちついたのではないかと思ふのであります。公平という点から言いますれば、くじ引きけつこうかも知れませんが、しかし實際に仕事をせよと仰ばすという点から言へば、公平という点だけ考えた場合いかがかと思ひますから……

○久樂説明員 これは漁業権の方で申しますと、適格性があつて、あとそれをもつた優先順位できめるところに、なるわけであります。そこでこれも同じように優先順位というものを附けければ、今は基準を定めていない。その原案がない。しかしいよいよ実行の場合におきましては調整委員会に諮つて基準をきめるのだ。こういうふうに承知してよろじやうございますか。

「久野源一君、これについてはたまたまは、ごさいません。」

○田口委員 それでは第二の問題として、第五十八條の四項の「許可又は甲

よろしいわけですが、漁業の場合には、その漁場の独占性に基いて優先順位の中で考慮すべきいろ／＼要素があるわけでありす。それに対して許可漁業の場合には、これをこまかく割いて参りますと、ある一つの項目だけで振り落して行かなければならないという結果になるわけでありす。つまりいろ／＼な要素があるわけでありす。それを優先順位できめて行くという事になつた場合、一つ／＼の項目でだん／＼落して行くというやり方になるわけでありまして、それ画一的にきめますと、非常に妙なことになるわけでありす。客観的に見れば、だれが見てもこちらの方がいい、というにかかわらず、それがあつた一つの項目だけで落つてしまふという事にならなうけでありまして、つ

れとしてはこれは特にどういふことを考へてというふうな勘案項目でも考へまして、そうして行政官廳がそれを判斷するといふようにしたい。こう思つたのであります。しかしながらそれは行政官廳の恣意的な考慮が非常に入つて来るという点と、こういうような漁業は、相當漁場の關係から申しますと、一つ／＼の録宮の内容について漁場が漁業権のように特定したさいためだけに、特にそれを嚴密に言ふ必要はなない。むしろ適格性がある人間が公平な手段を得られて、そのだれがやるといふことについて、官廳の判斷でどうか左右されることがないようにというやうな趣旨で、ここに最後に適格性をけを問題にして、くじ引きにしたらいいではないかといふところに落着いたものであります。これとの関連で、鮪の問題が一番最後に出てゐるわけ

でございますが、これについては、実はいろいろ問題があるわけでございます。それでただこのところを適用外にいたしましたのは、國際捕鯨條約の履行その他の問題もございまして、また我が非常な少いので、いろいろ適合的に該條の内容を見て行かなければならぬ。しかもそれがはつきりどちらが優勢かわかるものについて——もちろんこれに官係の意見が入つてはいけなものでありますが、一顧客観的におかしく、それをくじ引きにするのはいかにもおかしいというので、ここに除外規定を設けたわけでございます。しかしこれもやはりこの種の漁業の許可について、もしその場合に官係の意見的判斷が入るといふことであれば、問題があると申すのでございまして、**○田口委員** どうもこの問題につきま

しては、いたすらに官係がくじ引きを入れると民主化を妨げるということにおびえられて、こういう方法をとられたのじやないか。われ／＼の考えによりますと、善良なる官係の判斷というものは、くじ引きよりも非常に業界を伸ばす上においていいのだ、こういうことを考へております。あらゆる條件が同じだといふものがあつた場合、こういうこともやむを得ないと思ひますが、あらゆる條件が同じであるといふものは、おそろくあり得ないと思へるものでございまして、そこでかりにどうもはいいけれども、ある一項については合格になるといふ人がいるといふことを考へても、くじ引きで当てずばうに落ちるよりも、まだ科学性があり、合理性があるのじやないか、こういうことを考へるのでございまして、これは意見の相違もあると思ひます。

第三の問題といたしまして、第六十四條の、すでに許可または起案の許可をとつていふものが、總体の数が減じたために、減らされる。この場合においては當然の補償が伴う責任がある。われ／＼は出さなければならぬと考へるものでございまして、この点についてどう考へてございまして、か、お伺ひいたします。

○久米義典 法律的に申しますと、許可そのものについて補償があるかどうかという点は、漁業権のような場合に物權としてきまつていふものとは相違があるわけでありまして、漁業権の場合には、これははつきり物權として財産權という規定がございまして、憲法上も當然補償があるものでございまして、しかしながら許可といふものについては、許可すなわちただちに補償があるとはきまつていないと思ひます。それは現在の憲法によりまして、この許可の内容が財産權として認められるかどうかといふ社会経済的な実態の判斷になると思ひます。つまり許可そのものが財産權として——いわゆる営業權、これは法律上の規定ではございせんが、営業權として認められるかどうかといふことによつて、この補償の問題がきまつて来るであらうと思ひます。でありますから形式的に許可は補償がない、権利は補償があるとは申せないと思ひます。あります。そこで今度具体的にこの補償の問題が起ります場合に——補償の問題と申しますよりも、整理の場合の問題といたしましては、その許可の内容が営業權として憲法上の補償があるかどうかといふ具体的な問題になるわけでございます。そこで許可なるがゆ

えに補償すべきである云々という御趣事はできないわけでありまして、**○田口委員** この漁業の許可につきましまして、とにかくある程度の制限がある。許可を受けた者がけがでございまして、こういうような関係からいまして、法律上の意味はどうあらうと、この許可によつて営業をいして、これはただけは事実でございまして、私は、許可によつて営業をしていふといふことによりまして、営業權、これは社会通念上間違ひない、こういうことを考へるのでございまして、それと第二に、これが一定の数の制限されておる。こういうような関係からいまして、この許可を現に買入をされておる事実があります。そういうことをしてはいけないといふことになつておられます。これは、そういう点から申しまして、私は一種の重大なる財産權だ、こういう点も考へるのでございまして、営業權及び財産權、こういう点から申しまして、そこに漁業權が物權であるから當然に補償する、あるいは一方は許可であるからそれで補償の義務なし、こういうような判斷は實際において大きな錯誤に陥ると考へるのでございまして、いわゆる理論のために實際を忘れてしまふ、そういうような結果になると考へるのでございまして、漁業權にいたしまして、あるいはこの許可にいたしまして、とにかくそれによつてわれ／＼は営業をかくそれによつてわれ／＼は営業をしておる。こういうような意味から申しまして、多少の減額がある。こういう程度におきましてこの問題を譲られらうといふことは、はなはだ不本意でございまして、その点につきましまして、もう一度明快なる御答を要望したいのでございまして、

○久米義典 この六十四條は、許可の定数がきまつた場合に、どうも減らさなければならぬといふ場合の減らした方の根拠の規定をなしておるわけでございます。ただ実は、これは各漁業種類ごとに減らした方がいふるわけでございまして、減らす場合には、そういう事由が起りました場合には特別法が起ります。それと、この特別法がございまして、今ある漁業の種類内におきまして、今ある漁業の種類内におきまして、その営業權、その許可を受けてやつておる該営業の全体が、憲法で補償を要する営業權と認められるかどうか、こういうことと、その實態判斷がせられるといふことと、どうも思ひます。つまり許可漁業だから補償はしないといふことではない。これは田口委員のおつしやる通り、やはり経済的な実態の判斷から、憲法上の営業權としてこれを補償すべきかどうかといふ問題がきまつて、であらうと思ひます。その場合に補償するといふにしても、その補償の現実の負担をだれがするかどうかといふ問題は、その漁業種類によりまして、また整理の方法によりまして、いろいろ違ふと思ひます。そういう事例が起りました場合に、特別法の中で規定したいと思ひます。

○田口委員 補償の問題その他は別といたしまして、すでに許可をされておるものを、定数が少くなつたために減らす。このことだけでございまして、

ば、この六十四條でできるのではありませんか。

○久米義典 その場合補償といふ問題が起りましたときには、それによつて生じた損害を補償するといふことになると思ひます。その損害のいかんといふことにならうかと思ひます。すなわち物權の場合にはこれを權利といたしまして、その權利を評價いたしまして、つまりその權利によつて得られる所得といつたものを還元して行く行き方、その補償の額がきまつるわけでございますが、このような許可漁業の種類の組合において、それをいふ権利と同じような形において補償の額をきめるかどうかといふ点も違ふわけでございまして、現実にとこに生じた損害に対して補償して行くといふ形がとられる、またそれが正当であらうと思ひます。

○川村委員 もう端的に御質問を申し上げます。指定漁業の許可は、船と權利といふものはいつても同一視されて、船を賣つた場合はその權利も當然減したものと見なして許可するといふことなんですか。そうしますと、つまりかつお、まぐろの漁船あるいは磯船底びきり漁船が、だん／＼どうもその漁業に適合しなくなつた。こういう場合に、代船を建造するといふ目的で他にその船を賣つたが、船と權利とが並行するものであるとするならば、その場合当然船を受けた人が權利を賣得て自費できることになるのです。この点はどういふようになつてから、そういうふうな、いわゆる船と權利といふものが並行するようになつたか。あるいは船が譲渡されれば當然權利が移

つたも同様であるという御見解か、ま
ずそれが第一点であります。

○松元説明員　ただいまの御質問は、

船が古くなつた場合にその船をよそに賣つたら、その者が許可を得るのではないかという御質問でございますが、この場合には、船が古くなりましたたつたに、もしその者がその船を……

○川村委員 古くなつたというのではない。小さくなつたという場合です。
○松元税務員 新しく代船を建造して自分が許可をもらふということは、こ

の代船許可の規定があるわけで、それによつて許可を受けるわけでありませう。そうしました場合には、前の船の許可は消滅いたします。従つて、消滅してしまつたら前のかつおまぐろ船

船ではなくなつてしまふわけで、單に船をよそに賣つたからといつて許可がついて参りません。

○川村委員　そうすると結局船を買つ

た者でも、権利の譲渡はないという意味でありますね。

○松元説明員　そうであります。つまり許可をしても、譲渡すれば権利が移る意味ではありません。

○石原委員長　ちよつと通記をやめてくれたまえ。

【通記中止】

○石原委員長　通記を始めて……

○加村鯉魚 先ほどくに引きのことで
田口君が大分食い下つておりました
が、一体すべての漁獲を見るとときに、
條件が同じだということは、観念的に
も実際のにも考えられない。だからこ

ごではくじ引きとしてありますが、われわれはくじ引きなどということになると、またその間どういうくじ引きをするかという疑念も持つのであります

から、その点ばかり引きでない方がいいのじやないかという意見だけを申し上げておきます。

それからさらに最後の補償の問題も同様であります。つまりこれは財産権であるから補償するとか、物権として認められないから補償しないといつたようなこと、田口君の言われた通りである。

であります。いやしくも行政官廳が許可をしておいて、それを漁業行政の標榜上減額して許可の取消しをするといふ場合は、私は当然國家が補償すべき

てあるといふ意見を付け加へまして私の質問を終りいたします。

○鈴木(警)委員 この指定遠洋漁業の章全般を通じて、各條項を一貫しておるのでありますが、沿岸漁業の組合に

は、全部國で漁業権を買い上げて調整するのだから漁業の民主化は達成されない、こういう方針で一貫しておるようであります。しかるに指定海洋

漁業の場合にはそのような方式がとられていない。この五十九條におきましても繼續許可として現在の漁業法で許可になつておるものは、新法施行にあつても、もとより大都會許可と雖も

のであるわけであります。このように当局の案で見ますと、清浄漁業の場合と指定汚濁漁業の場合とは、民主化の方法

は、三年後の切りかえのときには、

男 問 の の 後 団 は 備 す し 中 い 行 雨 こ た 突

應許可漁業の内容の整理は必要だと
うのであります。ただ許可を受けて
る方々の問題につきましては、これは
という問題につきましては、これは
面的の切りかえという方法ではな
に、やはり詳細にわたれば適格性
か、優先順位をきめるべき性質のも
であつて、官廳において意欲的に許
すべきものではないと考へてもり
す。ただ現実的に考へますと、沿岸
一番の基盤にあります漁業権を二年
に整理いたして参ります場合に、こ
に加算して同時にこの問題を取り上
るといふことは、むしろ非常に危険
ある。こう考えますけれども、それ
二段の構へにしただけでありまして
決してお話のあつた指定沖合い漁業
いたしましたも、あるいは一般の府

の許可にいたしませんでした。これは全然ほつたかすというところではないのであります。

○田口委員 先ほど鈴木委員は指定漁業は大体許可が継続的になつておる。それは沿岸漁業と同じ方向に持つて行くのが民主的である。そう考へるべきではないかというふうな御意見があつたやうであります。

○鈴木委員 そうではありませ

ん、それは違ひます。○田口委員 もし違ひますればその点は取消しますが、私の考へによりまして、その沿岸漁業の方が實際に行き過ぎておるのではないかと、むしろ沿岸漁業の方もこの指定漁業と同じ思

つて、同じ考へて行くべきではないか。こういうことを心から考へておるものであります。先ほどからの御説明によりますと、民主化をするためには全部御計算にしてしまふなければならぬ。

何のために御計算にするのか、それは水面の総合的な利用をはかる。それでなければできないのだ。こういうふうな御説明のようでございますが、この五日から今日まで、各議員の御持がどうしても本按に対して御切れない最も大きな原因は、水面を総合的に利用する、この問題が明確に説明されない点にあると考へるのであります。

御承知の通り、沿岸漁業で一つの指定漁業を例にとつて考へてみますと、あの指定漁業が今日あるべき水面にあるまでには、いろいろな漁獲の制限なり、あるいは潮流の制限なり、あるいは風の受け方なり、魚の回遊状態なり、いろいろな條件を年一年と改良いたしまして、ようやくそこに安定をしておる。

また人工的に申しますと、せつかくこの場所が非常にいいのであるが、しかし漁獲の状態がどうしても網を引けない。こういう場合におきましては、少くともいろいろな方法をもちまして漁獲の地ならしをやり、障害物を除いてよりよく網が引けるような状態になる。そしてそこに今日指定漁業というものが設置をされておる。あるいは底

びき網を考へてみましても、今日漁業者がやつておる状態を見ますと、海底に岩がある。こまで行つたら岩があるから、一層網を上げて、そうしてその漁獲の岩を越してさらに網を入れてひつぱつて行く。あるいはつりの関係

を考へてみましても、海底の魚がどこにもあるものではない。潮の満ち干つてその潮の干つたところには落ちるその魚のところに魚がある。その魚のところはほとんど特殊な漁業者だけが、山と山とを通過して、そうして初めてその地点を捕えることが出来る。こういう状態におきまして、今日の漁業者が生産をされておるのであります。それをこの漁業者及び漁業従業者を主体とする漁業調整機構の運用によりまして、ほんとうにその漁業についてわずかの入しと実際の漁獲までわかつているような専門家がない。こ

ういうふうな事情にあるものを、この調整委員会の十名ぐらゐりの人が、この海面をいかに総合的に利用する方法を講ずるか。こういうところに非常に疑問がある。昨日でしかたか、あるいは一昨日でしかたか、長官も結局現在の状態におちつくだ、満足なる結果には、また新しい法によつても漁業者が行くのだ、こういう状態にな

るだらう、こういうことも申されておつたやうに記憶するのであります。これはほんとうな話でございまして、結局今日の漁場を十人程度のこの委員

会の人々が総合的にやり直す。こういうことができるかできないか。その点について非常に不安があり、そうして見通しがつかないのをごさいます。この見通しのつかないことをやるために、全部を御計算にしなければならぬ。こ

ういうふうなことになると思ふのでございしますが、初めからいろいろの意見がありますように、どうも農地改革にいたしまして、その他の経済関係の改革にいたしまして、ここ

に非常に弊害があるから、これをどう直さなければならぬ。こういうやうにいわゆる悪いところをはつきりとつかうやうなことであります。どうも総合的にございすけれども、どうも総合的の利用というところが、はつきりと底がつかめない点があるわけでございます。

われ／＼がどう考へてみても、水面の総合利用によつて漁業生産力の発展を期する。こういうことは必ずしもい。こう考へておる。そのことを実行するためにすべての漁業権を御計算に

してしまふ。そこにどうも御切れない。氣持、そうしてほんとうに踏み切る。このできない問題があると私は考へるのでございす。もし、全國のどこでもよろしゅうございす。一定の地区をとつて、あの海面でどういうお

ん立てをしたら現在よりも生産がずつと上るのだ。こういう一つの模範でも、あるいは計画でもありましたらお示し願ひたいと考へるのでございす

が、何といたしまして総合的の利用で漁業生産力を発展させる、この文句がわれ／＼には御切れないのをごさいます。この点について何か一地区の

問題でもよろしゅうございす。水産廳で計画しておられる。あるいはおん立てをしておられる。そういうやうなものがありますれば具体的にひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○久保委員 水面の総合利用という点について御意見がいろいろある。それが十人ぐらゐりの委員でできるものではない。こ

ういう御意見だろふと思ふのであります。まずそれを実地としてやります委員会、これはもちろん十人でございすが、これは決して十

人だけでやるのではなく、それに漁民の意思が反映するわけでありま

つたりその漁民の関係漁民の意見が反映されるものと考へておるのであります。また実質的には専門委員もこれに加わり得るわけでありま

す。水面の総合利用ということにつきましては、漁場計画という所を申し上げましたけれども、これは決して技術的に網をどうということだけではないのであります。そういうふうにかりにあるでございす。すでにこれはよく考へておるおるという場合においても、なおかつその経営内容は問題になるわけでありま

す。この網をだれが経営するかのによつて他の漁業ができる場合とできない場合、こ

ういうことが出て来るわけでありま

す。ある特殊な経営者がその網を持つておつて、その権利を非常に主張する場合、どうしてもこれと経営が別であれば他の漁業と同

立しない、しかし経営が一本であれば確かに絶対域が上るやうな経営の仕方があるわけでありま

す。また現に合したものが漁業生産力でありま

す。ことにさういふやうな大きな権利の偏重がだれであるかということによつてそこにおける小さな漁といふものは非常に影響を受けるわけでありまして、われ／＼はさういふものを総合いたしまして漁場の総合生産量といふものを考へて行きたいと思ふのであります。またそれによつて漁民の生活と申しますか漁業といふことも多角的に組合わされて合理化されると思ふのであります。従つて決してただ技術的に網をどうにか持つて行くかといふことではない、それにいろいろな漁民の利害関係が反映するわけでありまして、そのために漁場の初めからつくり直すという場合には、当然網の技術的な関係のほか、そのい

わゆる経済的な関係といふものが反映されて来なければならぬ。またその意味においてつくりだされた漁場の計画が具体的にだれに免許されるかといふことが、やはり非常に大きな問題になるだらう、どういふ方によつてどう経営されるかといふことが非常に大きな問題だらうと思ふのであります。所有のみでなく経営の問題であり、両者は漁業の場合には切り離し得る問題ではないのであります。

○田口委員 とにかく現在の漁業もある程度適当にやつてい

る。もしこの一地方、一地区においてさういふ問題がありますれば、その点を改正する、こ

るいは増進する方法でないか、こう考
えるべきであります。そういう問題が
あつたところを矯正して行く、こうい
うような行き方が最も適切な行き方で
はないか、こういう感じがするわけで
あります。そういうところも確かにあ
りましょう。しかしそういうわずかに
ある問題のために、ほかの、何もそうい
う必要のないところをこわして混乱さ
せることはどうかというわけなのであ
ります。

○石原委員長 本日はこの程度で止め
たいと思います。明日は法案のほかに
重要な問題もありますし、法案はでき
るならば明日で審議を終了を願いたい
と思います。明日は土曜日であり、連
記等の関係もありまして、できる限り
正午までに終りたいと思いますから、
明日はことさら御帰郷下さるように正
十時にはどうか出席下さるように特に
希望いたします。
本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後五時二分散会

昭和二十四年十月二十日印刷

昭和二十四年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局